

近江八幡市第1次総合計画(後期基本計画)案

...

市長あいさつ文

近江八幡市第1次総合計画 目次

基本構想

I. はじめに

①計画の構成と期間	1
②総合計画と他の計画(個別計画)との関係.....	3

II. 本市の状況(概況)

①本市のなりたち・現状	4
②本市を取り巻く社会経済環境	14

III. 将来フレーム

①人口.....	21
②都市構造・土地利用	23
③財政.....	24

IV. まちづくりに関する市民の意識

①市民アンケート調査.....	26
-----------------	----

V. これからのまちづくりに向けて

①これからのまちづくりに向けた課題	29
②将来のまちの姿	31
③まちづくりの基本目標と基本姿勢.....	32

VI. 近江八幡市デジタル田園都市国家構想総合戦略について

①重点戦略の位置づけ	35
②重点戦略の展開	36
③重点戦略と施策の関連	38

基本計画

基本目標1 創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます

施策1 子育てに対する切れ目のない支援	41
施策2 豊かな心身を育む教育の推進	43
施策3 生涯学習の推進.....	45
施策4 生涯スポーツの推進	47
施策5 青少年の健全育成.....	49

基本目標2 一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります

施策1 人権の尊重	51
施策2 福祉の向上.....	53
施策3 健康づくりの促進	55
施策4 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの促進	57
施策5 医療の充実	59

基本目標3 豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます

施策1 環境保全の推進	61
施策2 歴史文化の保全と活用	63
施策3 魅力的な景観形成の推進	65
施策4 ごみの減量と適正処理の推進	67

基本目標4 地域の魅力を掘り起こし、暮らしを支える産業を興します

施策1 観光の振興	69
施策2 農業・水産業の振興	71
施策3 商工業の振興	73
施策4 創業支援と雇用の場の確保	75

基本目標5 時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築きます

施策1 計画的な土地利用の推進	77
施策2 みどり豊かで、安全・快適な市街地の形成	79
施策3 移動基盤の整備・確保	81
施策4 災害に強いまちづくり	83
施策5 犯罪・事故に巻き込まれないまちづくり・消費者教育の推進	85
施策6 定住促進と市の魅力発信	87

基本目標6 協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます

施策1 地域・公共の担い手の育成	89
施策2 公有財産の効率的管理	91
施策3 効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上	93
施策4 持続可能な財政運営の確立	95
施策5 DXの推進	97

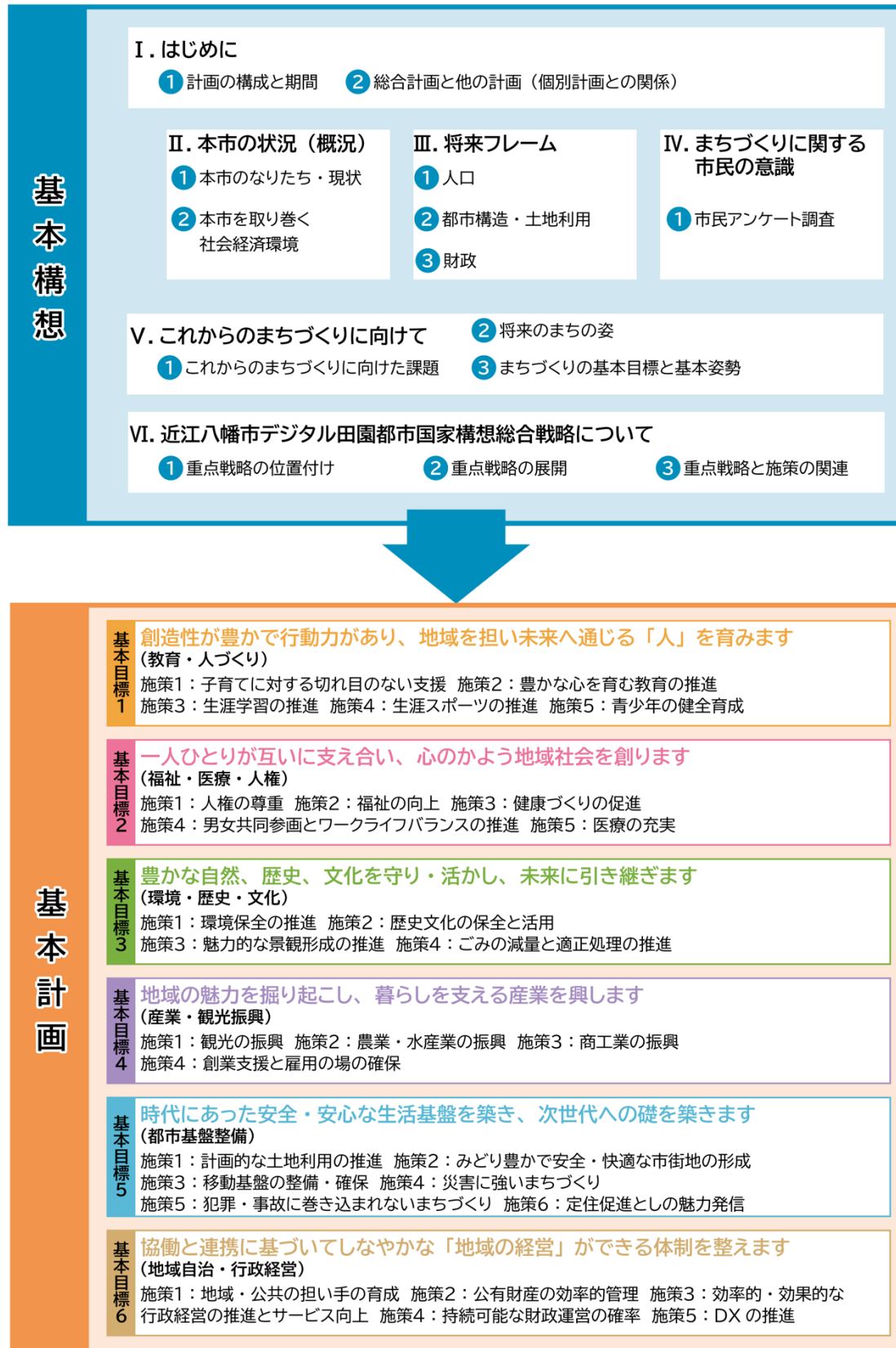
附属資料

I. 諮問と答申	101
II. 策定経過	102
III. 市民アンケート調査	103
IV. 前期基本計画の指標や取組の進捗について	104
V. 用語集	118
(文中で「*」印を付した語句の説明を掲載しています)	
VI. 関係条例	131
VII. 関係者名簿	133

基本構想

...

近江八幡市第1次総合計画の構成



将来のまちの姿・基本目標・基本姿勢の関係

将来のまちの姿 **人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」**



基本姿勢 **持続可能なまちづくり**

- 内発的发展によるまちづくり
- 協働・連携による自律的なまちづくり

これからのまちづくりに向けた課題

少子高齢・人口減少 社会に対応したまちづくり	公共施設・社会基盤 の老朽化への対応	地域・事業者・周辺自治体 等多様な連携体制の構築	共生社会・生涯活躍社会に 向けた人材育成と郷土への 愛着と残りの情勢
---------------------------	-----------------------	-----------------------------	--

本市を取り巻く社会経済環境

少子高齢・ 人口減少社会 の到来	ライフスタイル・ ワークスタイルの 多様化	社会の デジタル化	経済・社会の グローバル化	災害の激甚化・ 多様化	地方創生・ 田園回帰	持続可能な社会の 構築に向けた挑戦
------------------------	-----------------------------	--------------	------------------	----------------	---------------	----------------------

後期基本計画の策定にあたって

後期基本計画の策定の趣旨

本市は、2010(平成22)年3月に旧近江八幡市と旧安土町の合併により新たな近江八幡市としてスタートを切り、14年が経過しました。この間、2009(平成21)年に策定した新市基本計画、2019(平成31)年に10年の期間を定めて策定した近江八幡市第1次総合計画を、市政運営にあたっての最上位計画として位置づけ推進してきました。

本市では都市計画の基本的な方針である「近江八幡市都市計画マスタープラン」や、市民一人ひとりが主役となってまちづくりを行うための基本的な考え方や行政の施策を定めた「第2期近江八幡市市民自治基本計画」、そのほか「第3次近江八幡市地域福祉計画」や「近江八幡市観光振興計画」「近江八幡市風景計画」など、環境、福祉、教育、産業振興、都市整備等、市政の各分野における個別計画を策定していますが、総合計画はこうした個別計画の指針となる、市全体としての中長期的な方向性を示す役割を担っています。また、国や県へ市の取組方針を伝え、施策・事業の必要性や優先順位などを検討する上での共通の指針となります。

近江八幡市第1次総合計画の策定から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症をはじめとする本市を取り巻く社会・経済状況の変化や、市民のライフスタイルや意識の変化が起きており、行政として新たな課題への対応が求められています。

そこでこのたび、総合計画の中間見直しとして、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの後期基本計画を策定しました。改定にあたり、基本構想で掲げた「将来のまちの姿」や「基本目標」をもとに前期基本計画の点検を実施し、上記の変化や新たな課題への対応のため、現状・課題、取組方針、指標などの修正や、DXの推進といった新たな施策の追加を行っています。

総合計画の改定に際しては、市民や学識者、各種団体の代表者、市議会議員などからなる総合計画審議会や、市民アンケート調査、パブリックコメントなどを経て、最終的に議会の議決をもって決定されました。

基本構想(章タイトル表紙)

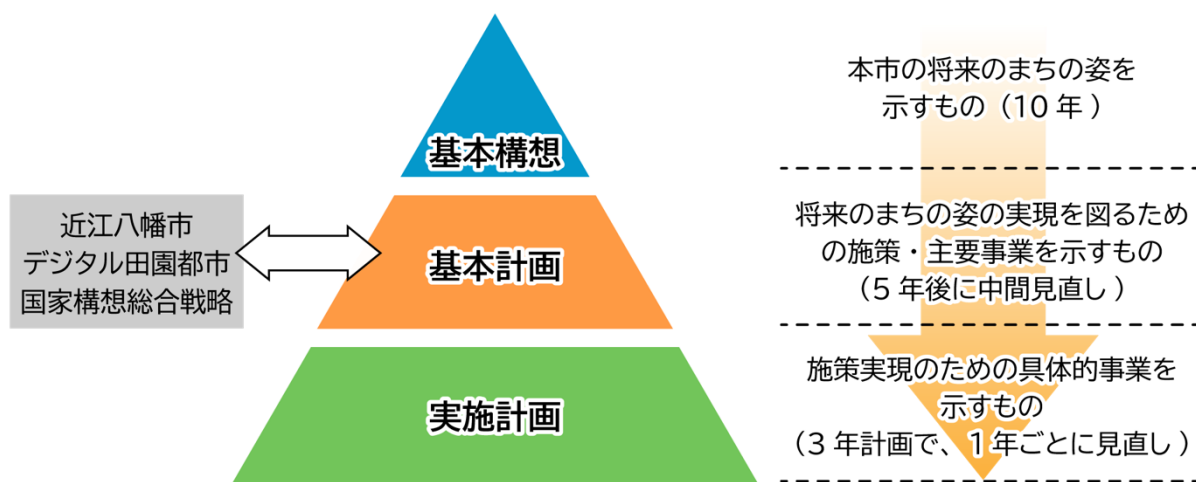
I はじめに

①計画の構成と期間

(1)総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層から成り、本書は基本構想と基本計画で構成しています。具体的な事業を示して毎年更新していく実施計画は、別にまとめることとなります。

図表I-1 総合計画の構成



(2)デジタル田園都市国家構想総合戦略との関係性

本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2021(令和3)年に「第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。内発的発展による持続可能なまちづくりを基本的な考え方とし、地方創生や人口減少対策、雇用の創出などを中心に施策を展開し、2023(令和5)年度まで推進してきました。この目標や施策は、総合計画における主要な施策と一致するものです。

なお、国が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、デジタル田園都市国家構想のもと、2022(令和4)年にデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改訂されました。

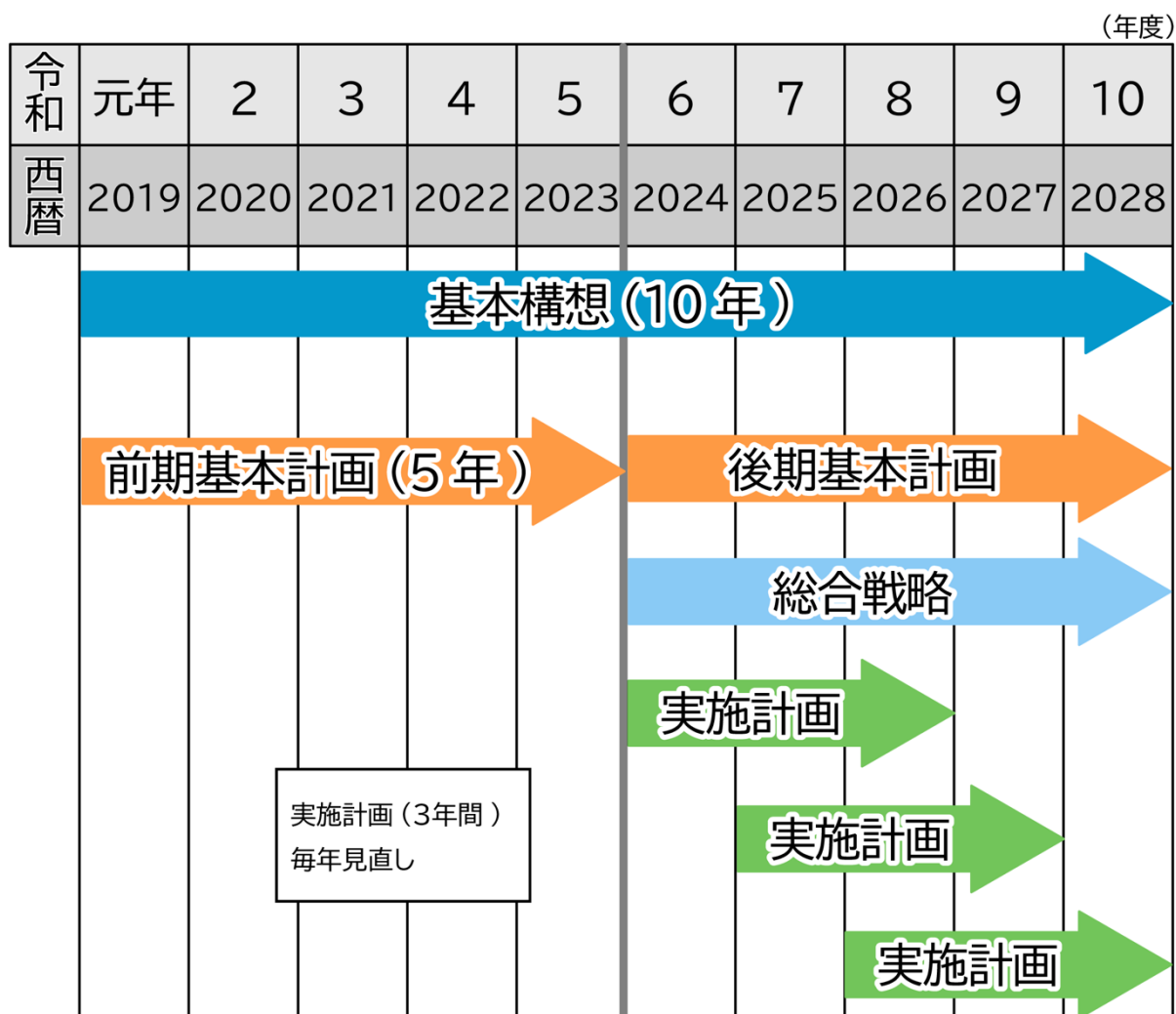
これらを加味し、本市では、「近江八幡市デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「総合戦略」)を、本計画の重点戦略として位置づけ、一体的に施策の推進を図るとともに、数値目標を設定し、進捗管理を実施します。

(3)総合計画の期間

第1次総合計画の期間は2019(平成31)年度から2028(令和10)年度までの10年間で、5年間が経過しました。基本構想に基づく基本計画については、前期・後期それぞれ5年間を計画期間とし、後期基本計画は前期基本計画の成果や残された課題、社会経済環境の変化等に応じて、前期基本計画を一部改定する形で策定しました。また、総合戦略との統合を実施しました(図表I-2)。

総合計画の期間は市長任期の4年を超えることになります。市長の公約で示された政策や事業については、3年を見据えつつ毎年更新する実施計画の中で、重点的に取組む事項として位置づけていきます。

図表I-2 総合計画の期間

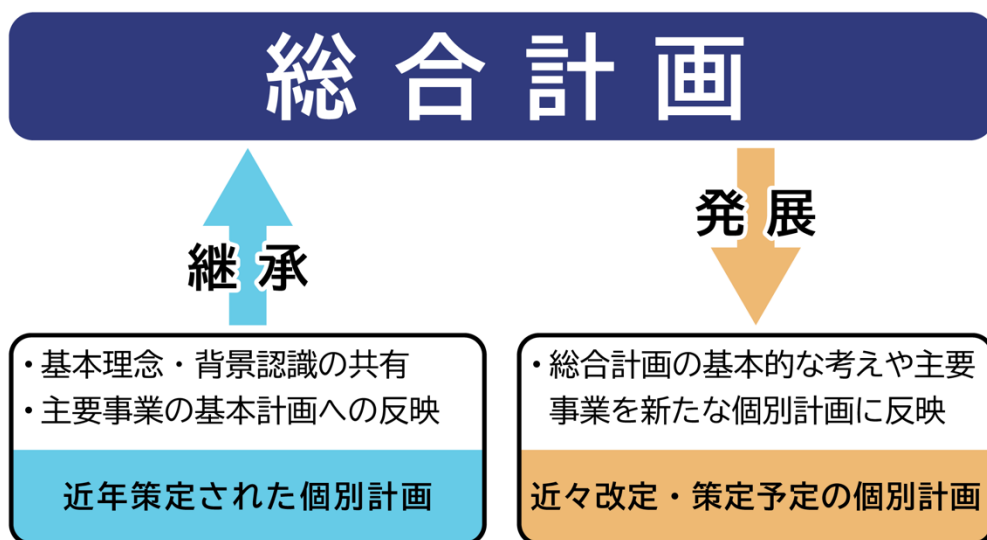


②総合計画と他の計画(個別計画)との関係

本市では総合計画のほか、様々な分野で個別計画を有しています。これら総合計画と個別計画の関係については、個別計画の継承と発展のつなぎ役として総合計画が機能しています。個別計画において、策定されて日が浅いものについてはその基本的な考え方を総合計画にも継承し、主要な事業については総合計画の基本計画に反映します。総合計画は、既存の様々な個別計画の理念や取組を継承しつつ、今後10年を見越した未来に向けての市全体の方向性を定めます(図表I-3)。

一方、個別計画の中でも策定されてから年月が経ち、近いうちに改定が予定されるものや、今後新たに策定が予定されるものについては、この総合計画を踏まえた個別計画になるように、個別計画に盛り込みたい考え方や主要事業を、将来の計画策定に備えて総合計画の策定時からあらかじめ意識しておく必要があります。

図表I-3 総合計画と他の計画(個別計画)との関係



Ⅱ 本市の状況（概況）

①本市のなりたち・現状

(1)本市のなりたち

本市は、豊かな水と土壌の恵みを受け、古くから農業を中心に栄え、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、多くの城が築かれました。織田信長は安土城を築城し、この地を拠点に天下統一に邁進しました。織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市思想に引き継がれ、八幡商人の基礎を築きました。

また、豊臣秀次は、八幡山城を築城し、周辺に城下町を整備しました。八幡山城の城下町は、その後の八幡商人の活躍の舞台となり、今もなお整然とした碁盤目状の美しい町なみが残されています。この城下町では、背割りと呼ばれる排水路が城下町整備に合わせて計画的に配置されました。当時としては先進的な取組であり、背割りは現在においても雨水排水路として活用されています。このような歴史的背景から、市内には各時代を代表する歴史的資源が点在しています。

さらには、市北部の琵琶湖、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ人が暮らす島である沖島、そしてラムサール条約*の登録湿地である西の湖と琵琶湖八景に数えられているヨシの群生地である水郷地帯(国の重要文化的景観*第1号)など、唯一無二の自然環境を有しています。その恵みを受けて、人々の生活や生業の風景が文化的景観として古くから維持され、豊かな暮らしと住まいの空間が広がっています。

本市のこれまでの変遷については、1889(明治22)年の町村制施行により、八幡町、安土村のほか9村が置かれました。八幡町は1933(昭和8)年に蒲生郡宇津呂村、1951(昭和26)年には蒲生郡島村を編入、1954(昭和29)年3月には八幡町、岡山村、金田村、桐原村、馬淵村が合併し、旧近江八幡市となり、同年4月安土村と老蘇村が合併し、旧安土町となりました。旧近江八幡市は1955(昭和30)年には北里村を、1958(昭和33)年には武佐村をそれぞれ編入しました。その後、2010(平成22)年に旧近江八幡市と旧安土町が合併して近江八幡市が誕生しました。旧市町は先に述べた歴史の中でもつながりが深く、明治以降も医療や福祉をはじめとする行政サービスに関することや、買い物、通勤・通学など、深い関わりの中できちんと発展してきました。新市発足以降、新市基本計画に基づいて、「暮らす人」「働く人」を中心に、「人」が主役となるまちづくりを進めてきたところです。

(2)本市の特性

①歴史・文化資源

●八幡商人

織田信長や豊臣秀次の時代には、国際商業都市として世界との経済的・文化的交流が盛んに行われ、その後も「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の理念のもと、本市を本拠地として世界に雄飛した八幡商人を生み出した歴史があります。



八幡堀

●日本100名城「観音寺城跡」「安土城跡」や八幡堀をはじめとする歴史・文化資源

国の史跡で日本五大山城の1つである観音寺城跡、天下布武の拠点として織田信長が築いた国の特別史跡安土城跡、豊臣秀次の八幡山城(「続日本100名城」認定)築城と同時に整備された八幡堀など、我が国を代表する史跡や以後の八幡商人の発展の礎となった歴史・文化資源が数多く残されています。これらの歴史・文化資源は、市民による活発な保全活動が行われているほか、来訪する観光客も多く、主な観光スポットにもなっています。



観音寺城跡



安土城跡

●歴史的町なみ・町家

八幡商人の発展の礎となった町家を中心とした、歴史的都市空間が形成されています。昭和40年代からの八幡堀(八幡川)の修景*保存運動を引き継ぎながら、1991(平成3)年にはかつての八幡商人の屋敷が居並ぶ新町・永原町・八幡堀の町なみが滋賀県ではじめて重要伝統的建造物群保存地区*に選定されています。



重要伝統的建造物群保存地区

●伝統文化(行事・祭事)

左義長まつり、八幡まつり、篠田の花火に代表され、国の無形民俗文化財に選択された「近江八幡の火祭り」や、沙沙貴まつりなどの長い伝統を誇るまつりが、市内各地で開催されています。これらの伝統文化は古くから伝わり、保存継承されています。



左義長まつり



八幡まつり



篠田の花火



沙沙貴まつり

●中山道・朝鮮人街道沿いの街道文化

江戸と京都を結ぶ幹線であった中山道、朝鮮通信使*が通った朝鮮人街道*を核として、街道筋に存在する道標・祠・常夜灯等の石造物等の文化財があります。また、街道沿いには多くの寺社があります。

●豊かな自然環境など地域の特性を背景とした魅力的な食文化

琵琶湖やその周りに広がる田畑では、豊かな水、土壌など自然の恵みにより、近江米をはじめ北之庄菜や豊浦ねぎなどの農産物、近江牛、琵琶湖・沖島の湖魚など様々な食材に恵まれ、それらを活かした古くから伝わる調理方法が継承されています。また、滋賀県無形民俗文化財に指定されている「丁稚羊羹」や「赤こんにゃく」等の個性あふれる食文化が残っているほか、近年におけるスイーツ分野の新たな展開など、いつの時代においても魅力的な食文化をもっています。

●ヴォーリス建築

1905(明治38)年に滋賀県立商業学校の英語教師として来幡した、ウィリアム・メレル・ヴォーリス*によって建築設計された建築物が数多く存在し、その多くが指定文化財や登録文化財として保存されています。

ヴォーリスが残した近代建築群は、歴史ある町なみにアクセントをもたらすと同時に、近江八幡の伝統的な町なみが近代へと移行する過程を見せています。



ヴォーリス記念館

②自然環境

●大中の湖干拓地をはじめとした豊かな農用地区域

弥生時代の農耕集落「大中の湖南遺跡」に見られるように古くから農業を中心に栄えてきた歴史があり、農業は現在も本市の基幹産業で、滋賀県有数の中核農業地域となっています。市街地を取り囲むように農用地が存在し、美しい田園景観が形成されています。

●農業や生活に欠かせない豊富な水源

西の湖を含め、琵琶湖に流れ込む日野川、長命寺川、白鳥川などの一級河川が平野内に豊富な水を供給し、浅小井町、安土町常楽寺、金剛寺町など各地域に湧水も見られるなど、多様な水環境が形成されています。

●琵琶湖・西の湖・八幡堀等の水辺の景観

琵琶湖をはじめとして、西の湖、長命寺川、八幡堀と周辺のヨシ地を含む「近江八幡の水郷」とそれを巡る生業の風景は、2006(平成18)年に文化財保護法に基づく重要文化的景観の全国第1号として国の選定を受けています。この水郷地帯は「人と自然が織りなす日本の風景百選」、「関西自然に親しむ風景百選」、「琵琶湖八景」、「日本遺産」などにも選定され、雄大な自然景観を形成しています。



西の湖

●日本でただ一つ湖に人が暮らす島「沖島」

淡水湖の中に人が住む島としては国内唯一で、世界的にも非常に珍しいとされる沖島があります。恵まれた自然の中で漁業が営まれ、琵琶湖の水産業の拠点にもなっています。島の生活道路である「ホンミチ」は、2006(平成18)年に水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されており、昔ながらの町なみを今に残しています。



沖島

③教育・市民性

●地域に根ざした特色ある教育

郷土(ふるさと)に愛着と誇りをもつ子どもを育成するために、地域学習、伝統文化を学ぶ機会を取り入れるなど地域の文化・環境・歴史等に関する学習・研究を行うふるさと学習を実施しています。また、地域の方々に支えられて実施している職場体験など、地域に根ざした特色のある教育を行っています。

●国際的視野に立った交流と多文化共生

姉妹都市や兄弟都市などとの国際親善交流を積極的に推進し、社会全般にわたる国際化の進展に対応した人材の育成と本市の振興に力を入れています。また、外国人住民とともに暮らしやすく豊かな地域文化を形成する多文化共生*のまちづくりを推進しています。

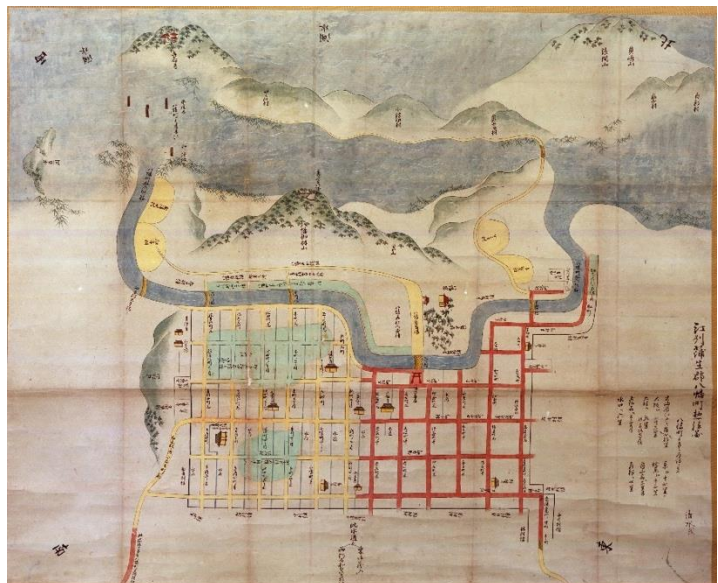
●熱心な市民活動や「自治」の精神

本市では中世において我が国最初の自治組織の規約といわれる「奥嶋百姓等庄隠規文*」が定められており、各時代で地域資源の保存・活用を市民主体で取組んできた歴史があります。八幡堀埋め立て計画を機に、「地域の素晴らしい風景を市民で守り再生していこう」と、八幡堀の修景保存が進み、今は多くの観光客でにぎわう本市の観光拠点となっています。また、江戸時代の風情が残る町なみ「八幡伝統的建造物群保存地区」の保存に力を入れ、1991(平成3)年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されたほか、「近江八幡の水郷」がヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と深く結び付き形成された重要文化的景観の維持への積極的な取組が高く評価されて、2007(平成19)年度に創設された「文化芸術創造都市*部門」の第1号として文化庁長官表彰を受けています。市内の自治会や町内会等においては、これまで滋賀県条例「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成などを定めた近隣景観形成協定を数多く結んでいます。本市の協定地区数は県内で最も多く、地域住民の手で風景・景観を守り育てる活動が積極的に行われています。

また、学区単位で「まちづくり協議会」が設置され、地域の特色あるまちづくりが市民主体で実践されています。

●八幡商人やヴォーリズから受け継いできた「社会貢献」の精神

八幡商人の経営理念には、自らの利益は社会全体の幸福につながらなければならないといういわゆる「三方よし」の精神があります。また、ヴォーリズは、社会教育、出版、医療、学校教育等の社会貢献活動を経済的に支えるために、建築設計会社や製薬会社等の企業活動を行いました。これら社会貢献の精神は現在も地域住民に継承されています。



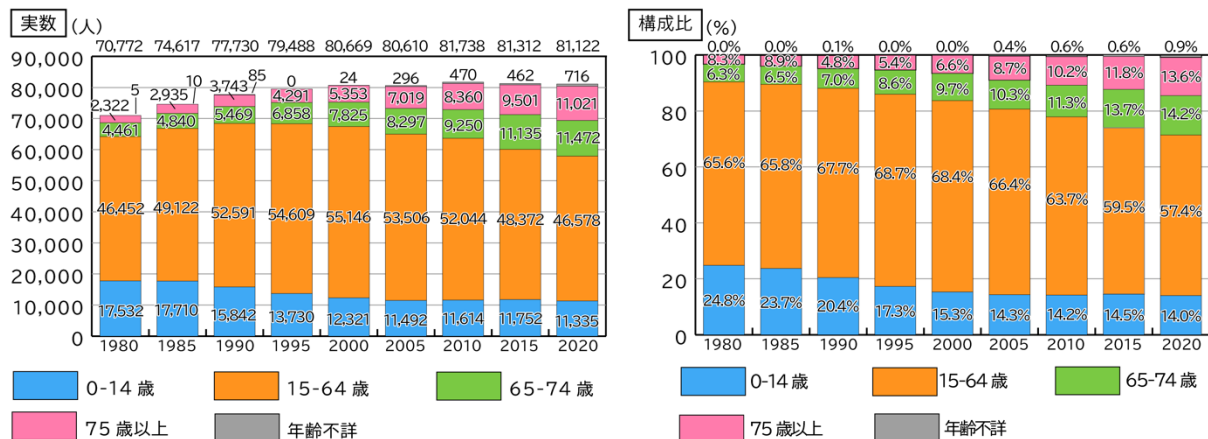
八幡町絵図

(3)本市の現状

①人口

本市の人口は、近年微減で推移しています。その原因として、亡くなる方が生まれてくる子どもの数を上回る「自然減少」の状態が始まっています(図表Ⅱ-1、図表Ⅱ-3)。20～30歳代が少ない年齢構成上、出生数の大幅な増加は見込みにくく、今後少子高齢・人口減少社会は本市においても急速に進展していくと考えられます(図表Ⅱ-2)。

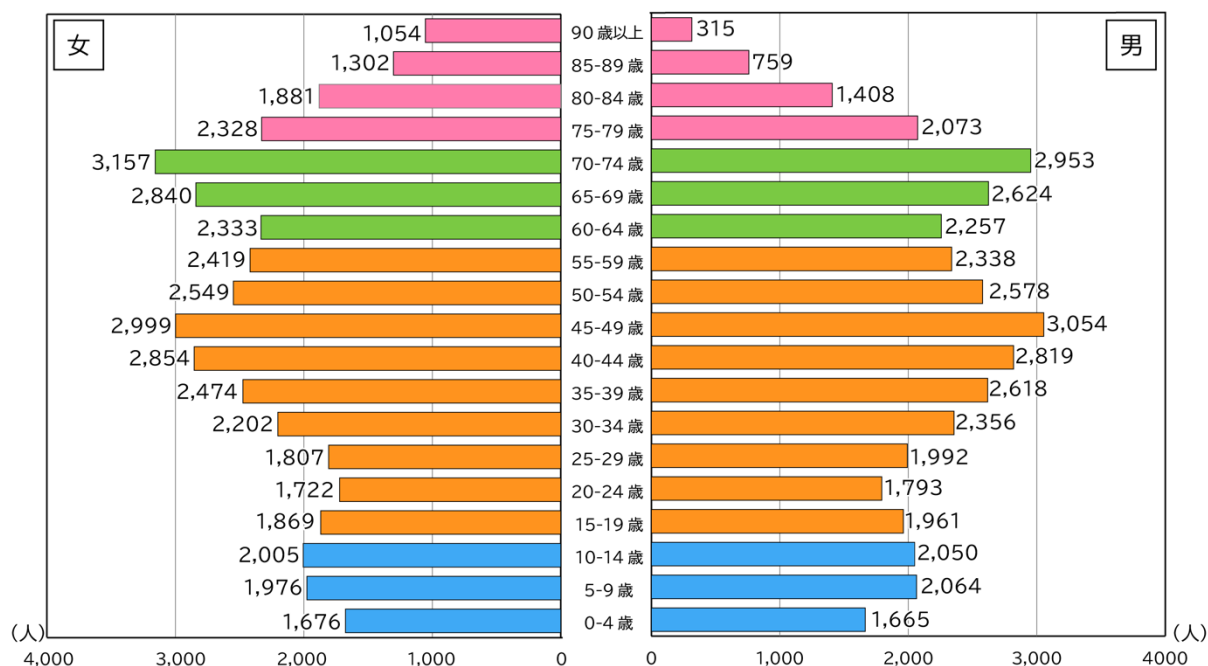
図表Ⅱ-1 本市における年齢4区分別人口の推移



(資料)総務省「国勢調査」

図表Ⅱ-2 人口ピラミッド

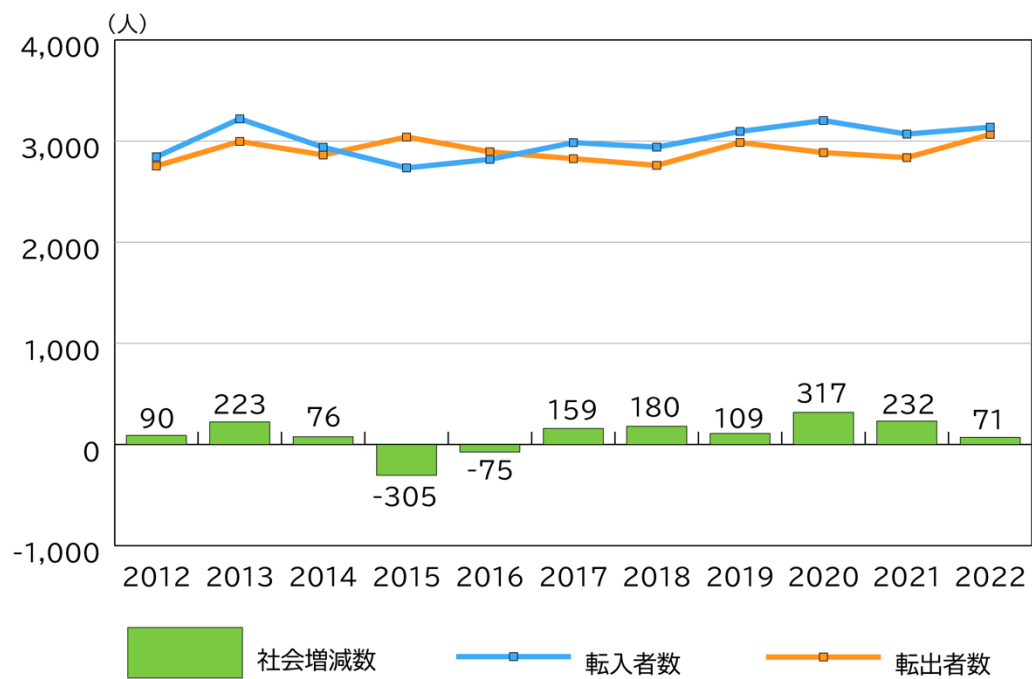
2023(令和5)年10月



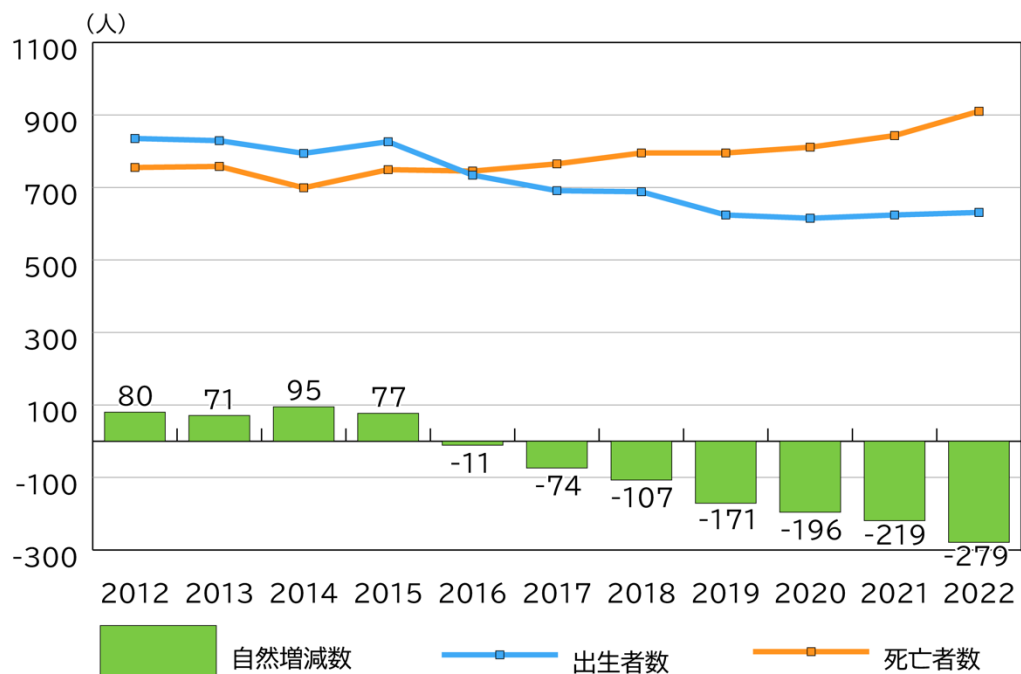
(資料)令和5年10月 近江八幡市人口集計表

図表II-3 本市における社会増減・自然増減の推移

【社会増減】



【自然増減】

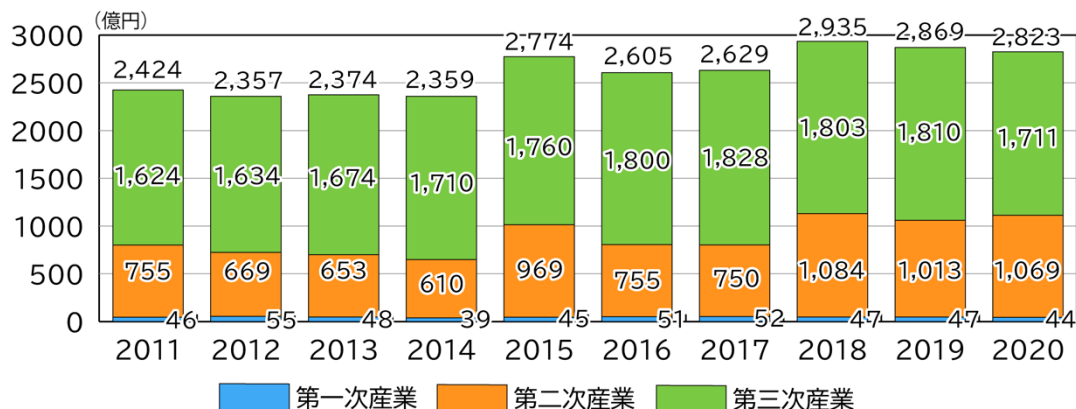


(資料) 滋賀県推計人口年報より作成

②経済・産業

本市の市内総生産は増加と減少を繰り返しながら推移しています。滋賀県はものづくり県として知られていますが、本市は大規模な工場が少なく、第3次産業の比率が高いことが特徴です(図表II-4)。中でも、卸売業・小売業の事業所数やそこで働く従業者数が多くなっています。近年は高齢化の進展に伴い、医療・福祉の事業所数や従業者数が増加しています(図表II-5)。

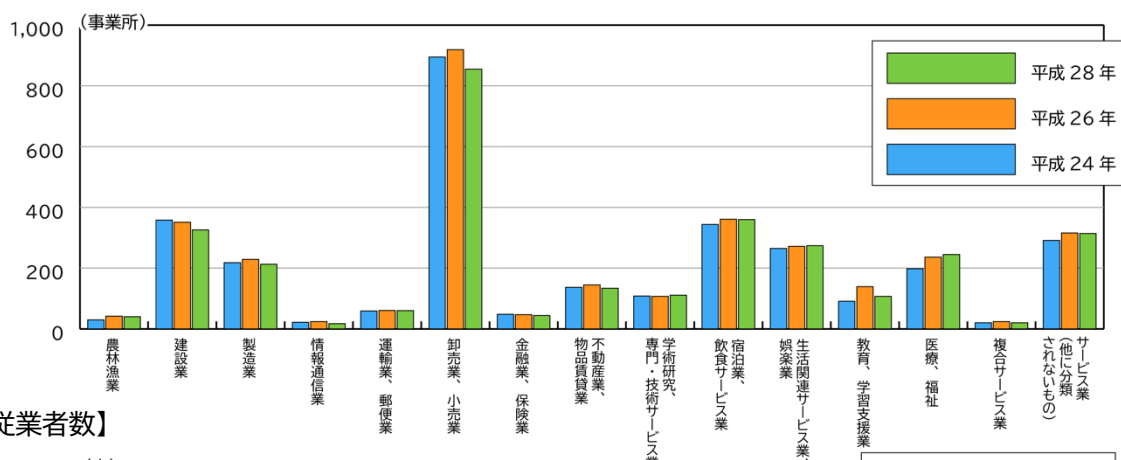
図表II-4 本市における市内総生産の推移



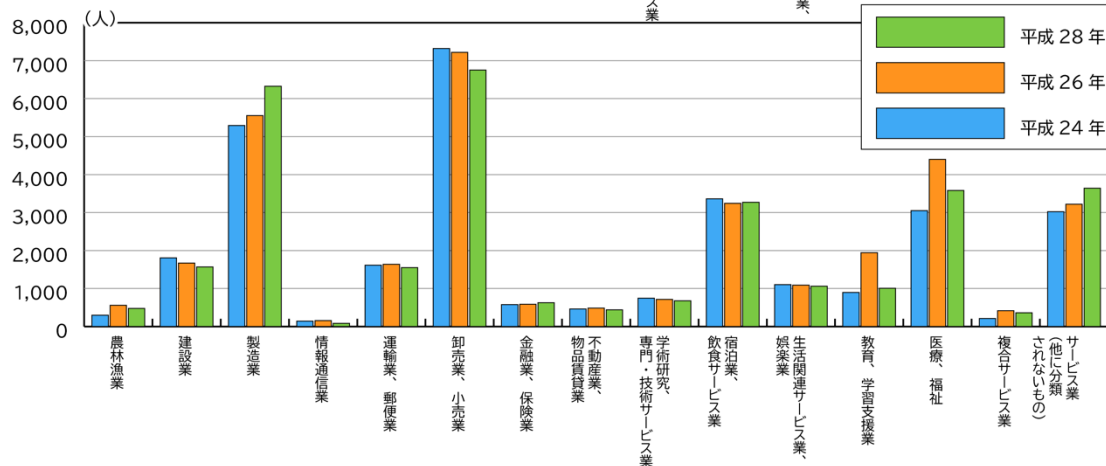
(資料) 滋賀県「滋賀県市町民経済計算(令和2年度推計)」

図表II-5 本市における産業大分類別の事業所数・従業者数の推移

【事業所数】



【従業者数】

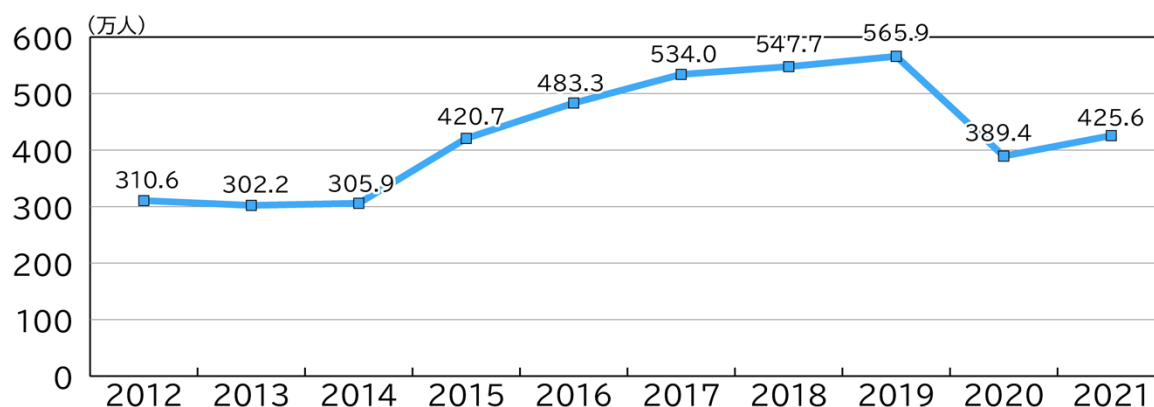


(資料) 令和4年版近江八幡市統計書

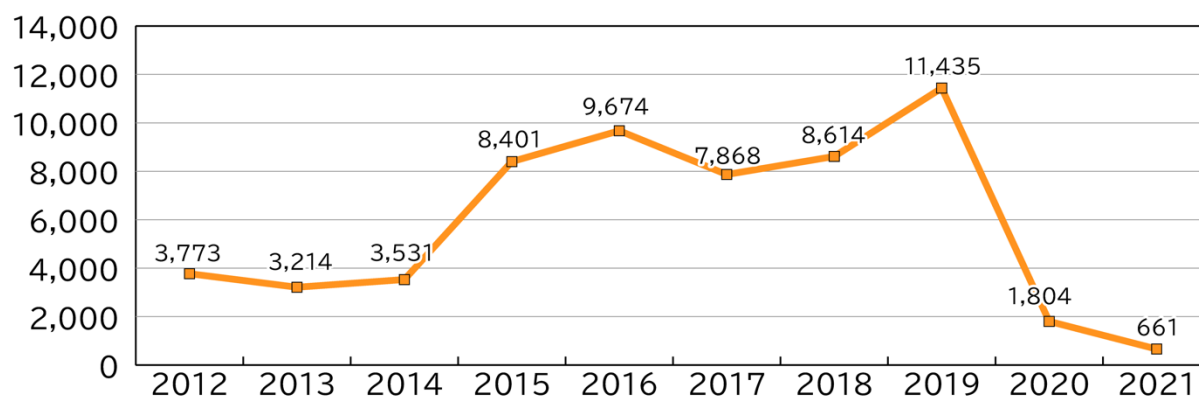
観光については、重要伝統的建造物群保存地区が整備された時期や「近江八幡の水郷」が国の重要文化的景観に選定された時期に本市を訪れる観光客が増加しました。コロナ禍以前では、全国的に外国人観光客が増加するなか、本市でも集客力のある民間事業者の施設の開設により、観光客が一層増加しており、外国人観光客も急増していました(図表II-6)。

図表II-6 本市における観光客数の推移

【延べ観光客数】



【外国人観光客数】

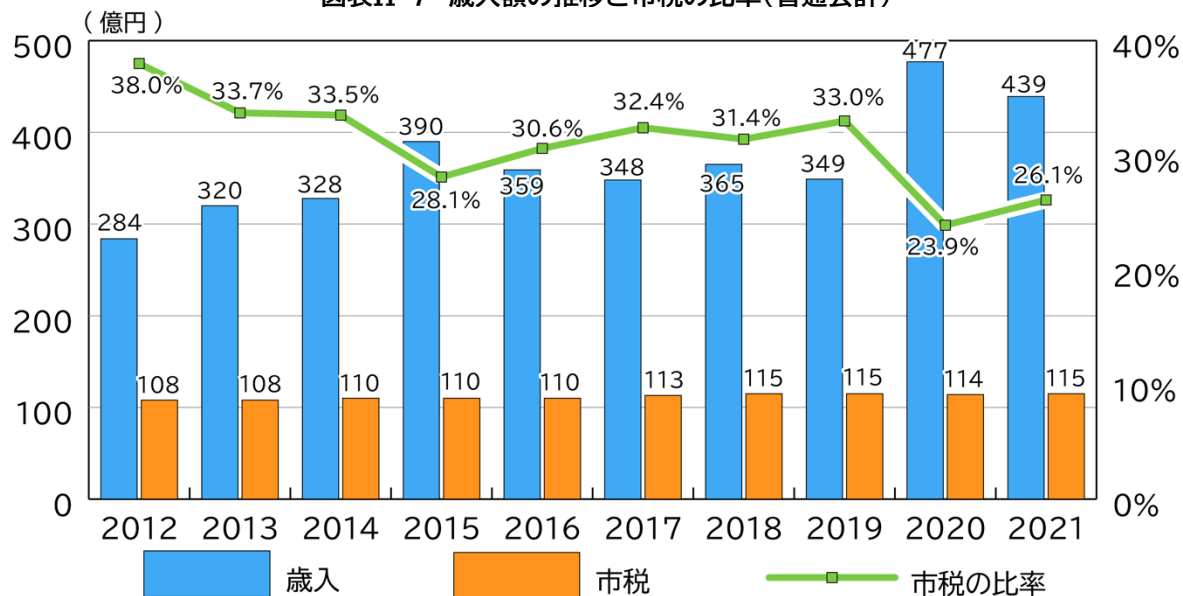


(資料) 滋賀県「観光入込客統計調査書」

③財政

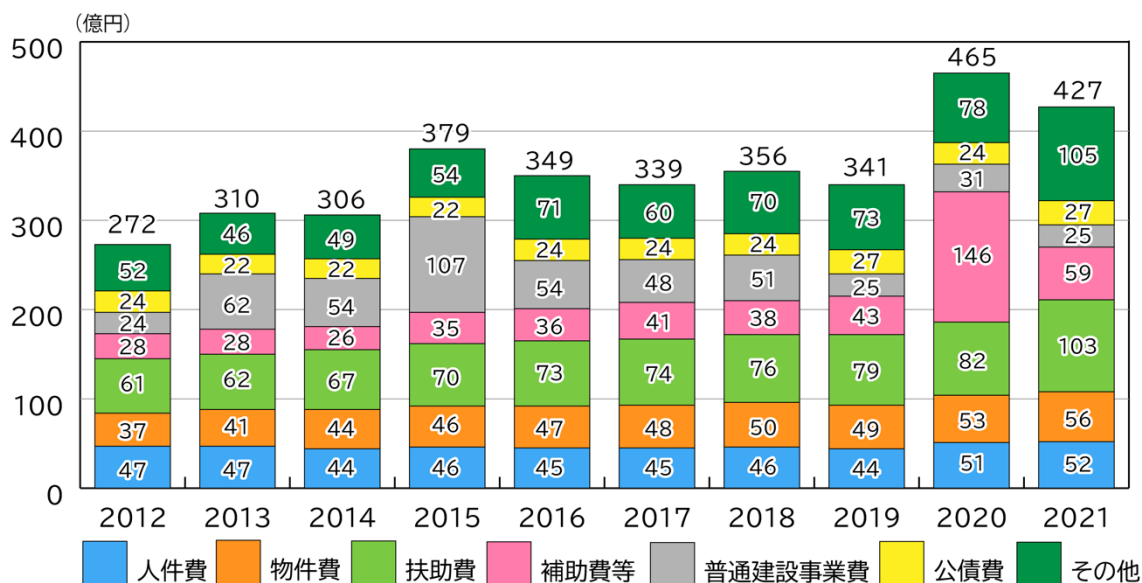
本市の財政規模は、近年拡大傾向にあります。歳入について、本市は大企業が少ないことから法人市民税が近隣市町よりも少ない状況ですが、税額としては100億円超で安定しています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国庫の増加等により、歳入に占める市税の比率は低下しています(図表II-7)。一方で、歳出については、高齢者や障がい者、子どもに関する支出の増大に伴って、扶助費が増加しているほか、コロナ禍の影響を受ける市民・事業者の支援に伴い補助費等の増加が目立ちます(図表II-8)。

図表II-7 歳入額の推移と市税の比率(普通会計)



(資料) 近江八幡市財政課

図表II-8 本市における性質別歳出の推移(普通会計)



(資料) 近江八幡市財政課

②本市を取り巻く社会経済環境

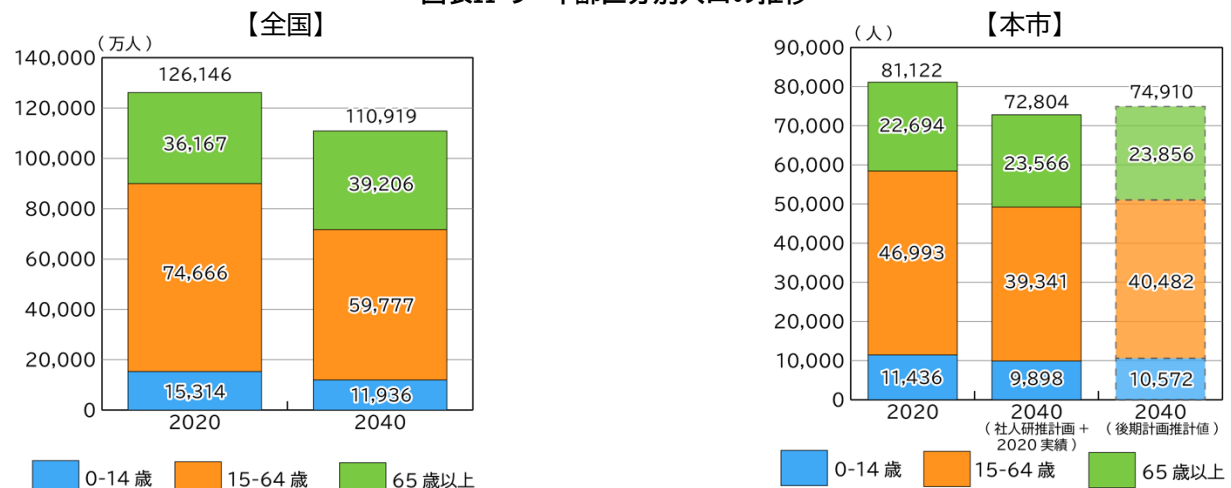
(1) 少子高齢・人口減少社会の到来

日本の総人口は2008(平成20)年をピークに減少が始まっています。また、晩婚化・未婚化の加速やコロナ禍の影響で2021(令和3)年の出生数が80万人を下回る一方で、65歳以上の人口が、総人口の28.9%となるなど、少子高齢社会となっています。本市においても、2023(令和5)年に、高齢化率が28%を超えるなど、さらなる少子高齢化、人口減少が見込まれています(図表II-9)。

少子高齢・人口減少社会の到来により、働き盛りの世代が減少して、消費の縮小、労働力人口の減少、税収の減少といった影響が生じ、医療をはじめとする社会保障費の負担が増加しています(図表II-10)。

このことから人口減少の割合を緩やかにするため、若い世代の雇用の創出や、若い世代の希望を充足させ、結婚や子育てが選択できる環境づくりや取組を行っていく必要があります。

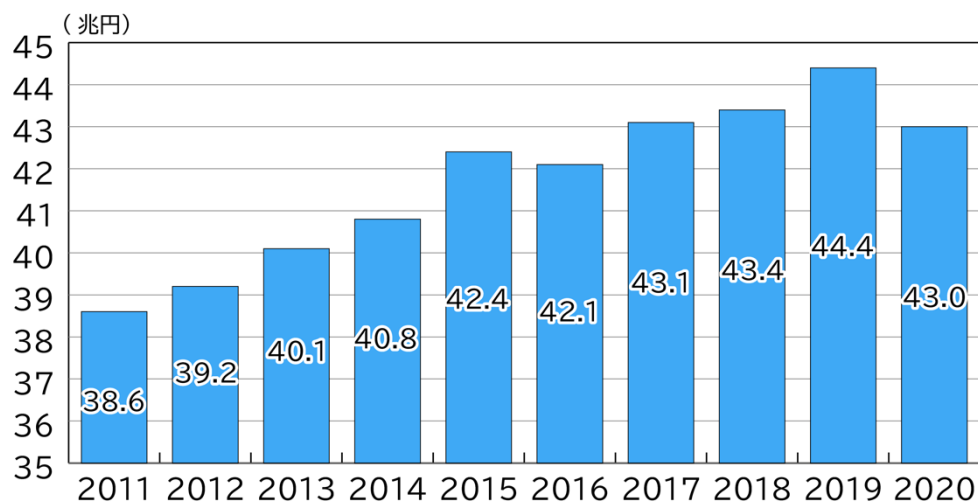
図表II-9 年齢区分別人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成30年3月推計)」「(各年10月1日現在人口)」

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」「(各年10月1日現在人口)」より作成

図表II-10 国民医療費の年次推移



(資料) 厚生労働省「令和2年度国民医療費の概況」

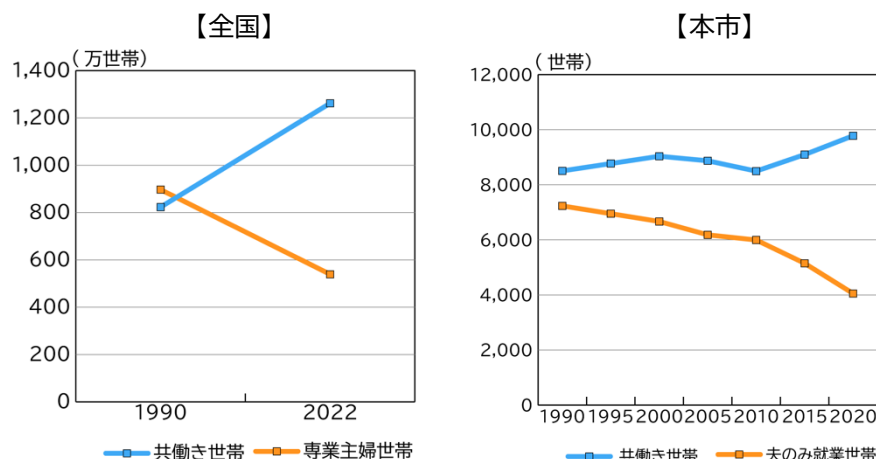
(2) ライフスタイル・ワークスタイルの多様化

女性の社会進出の進展に伴い、結婚しても夫も妻も働く共働き世帯が増加しています。本市でも共働き世帯が増えており、夫のみが就業しているいわゆる専業主婦世帯の約2倍となっています(図表II-11)。一方で、家事や育児の負担が夫よりも妻に集中していることや、出産を機に退職する女性の比率が高いことなど、男女共同参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています(図表II-12)。

結婚、出産に限らず、晩婚化、非婚化の進展や、雇用形態・勤務形態など、ライフスタイルやワークスタイルの多様化が進んでいます。スキルのアップデートや人生100年時代*の生き方をどのように形成するか、といった観点からリスキリング(学び直し)*も注目されています。

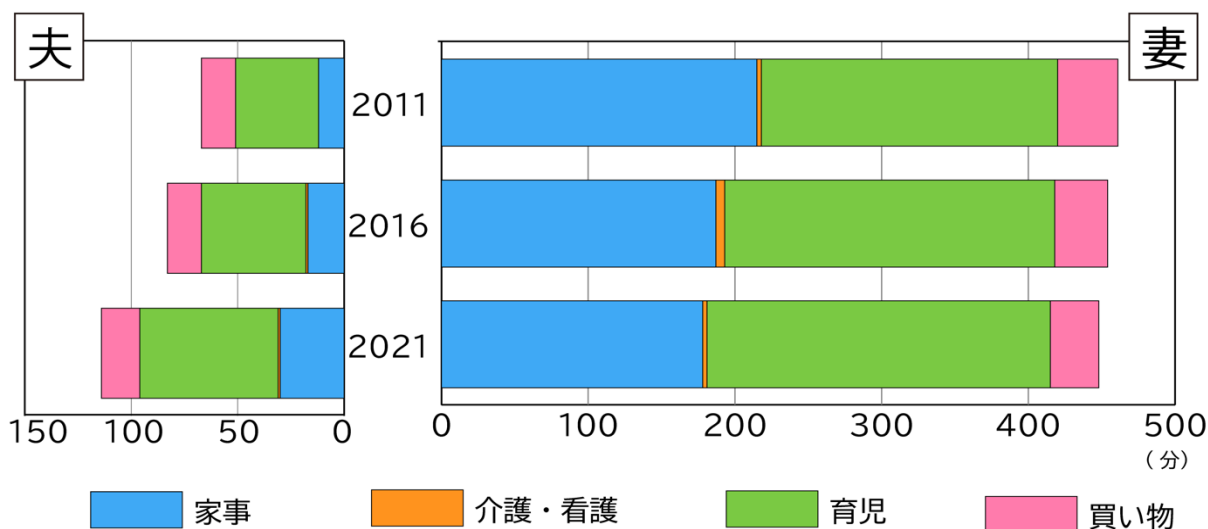
多くの選択肢が制度的に保障される社会や、多様な生き方や働き方を認め合う意識の醸成が求められています。

図表II-11 共働き等世帯数の推移



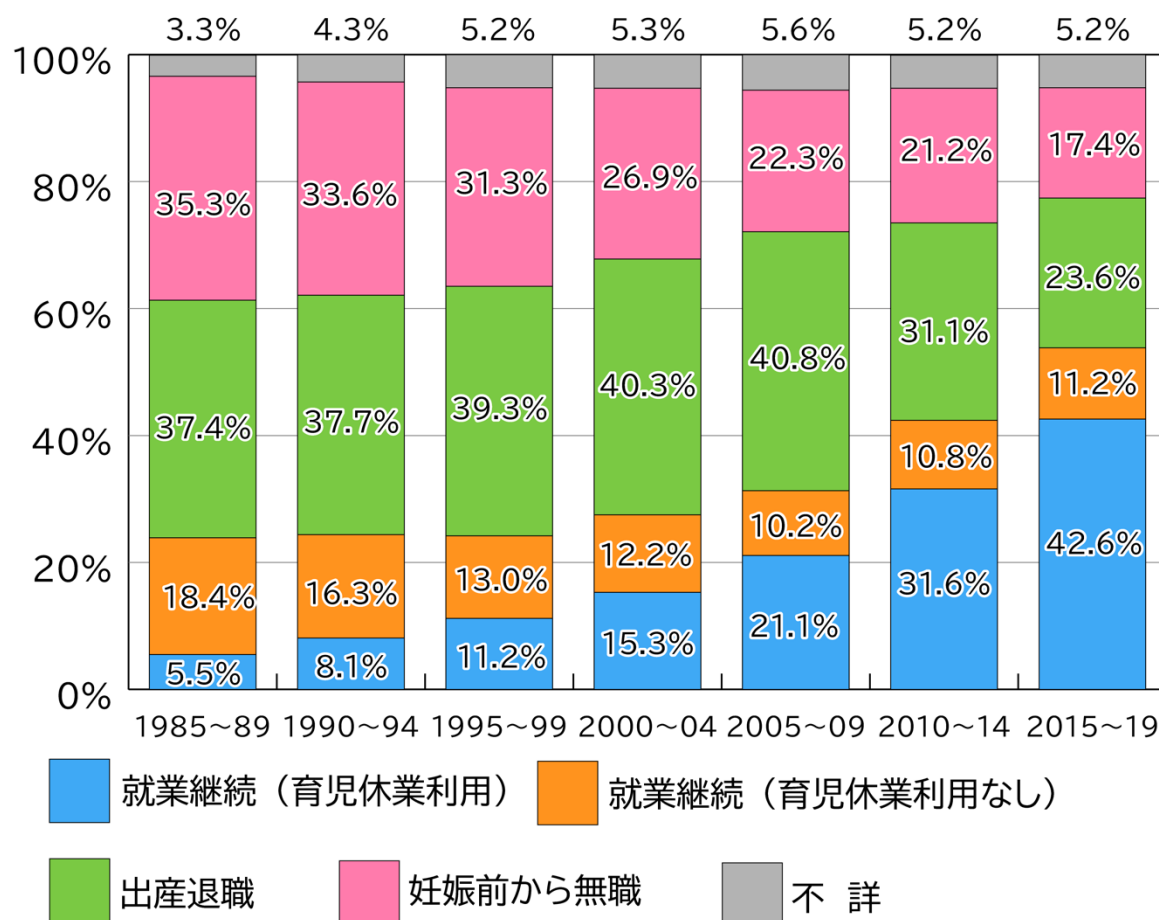
(資料) 総務省「国勢調査」

図表II-12 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日あたり)



(資料) 総務省「令和3年社会生活基本調査」

図表II-13 女性の出産後の継続就業率



（資料）国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」

（3）社会のデジタル化

IoT*の進展、ビッグデータ*の形成やAI*の発展等をはじめとする技術革新により、世界は第4次産業革命*に突入したといわれ、経済活動やライフスタイルなどに大きな影響を与えています。また、日本においてもコロナ禍で、幅広い分野でのデジタル活用が進みましたが、国や自治体では、デジタル化の遅れや人材不足などの課題が明らかになりました。

政府は、2021（令和3）年に、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を創設し、誰一人取り残されない、デジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指しています。

本市においても、自治体DXを推進すべく、2021（令和3）年に「近江八幡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、行政手続きのオンライン化などをはじめとする変革に着手しています。

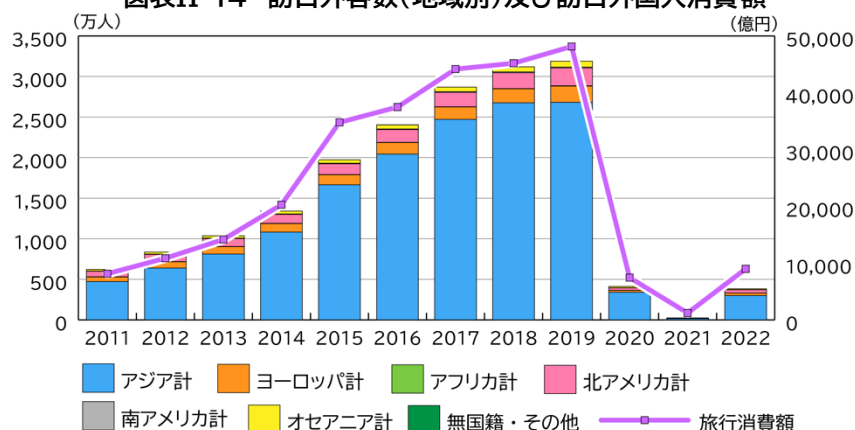
(4)経済・社会のグローバル化*

コロナ禍以前、日本を訪れる外国人旅行者は急速に増加し、2018(平成30)年には3,000万人を突破しました。特に、中国・台湾・韓国といったアジア圏からの観光客が増加傾向で、観光客による旅行消費額も急速に拡大していました(図表II-14)。本市でも先述(12ページ)のとおり、外国人観光客が急増していました。2020(令和2)年には、新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人観光客数が87%減少しましたが、コロナ禍が収束しつつある現在、外国人旅行者数は回復傾向にあり、今後は外国人観光客のさらなる誘致に向けた受入基盤整備や消費拡大に向けた対策、ならびにオーバーツーリズム*への対策等が必要になります。

一方、留学生や技能実習生の増加を背景に、日本で暮らす在留外国人の数も増えており、2022(令和4)年現在で308万人、総人口の2.4%を占めています(図表II-15)。本市でも、2012(平成24)年以降、外国人住民の世帯が増加傾向にあり、外国人住民への円滑かつ適切な行政サービスの提供を基本とし、地域参画や多文化共生に向けた教育・普及啓発等をより一層行っていく必要があります。

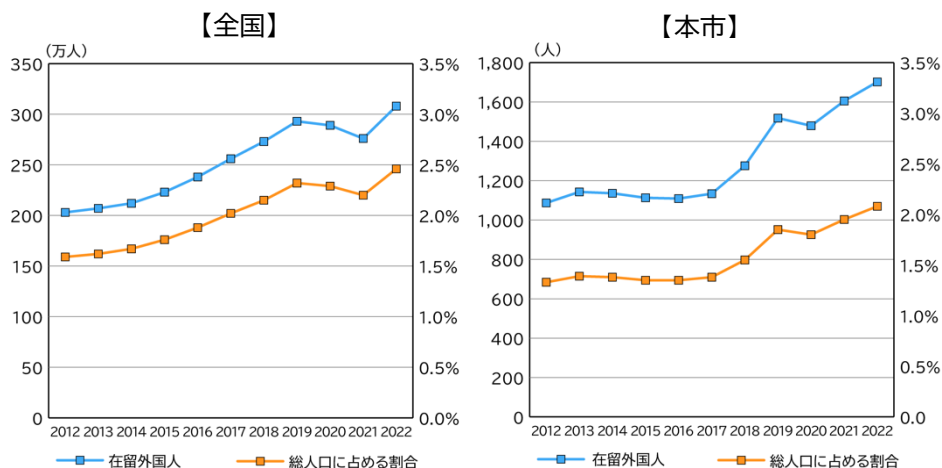
グローバル化が進展し、サプライチェーン*が多数の国にまたがる中で、感染症やロシア・ウクライナ情勢や中東での紛争などの影響をうけた輸出入の停滞、エネルギー資源等の価格高騰など世界経済が大きな影響を受けており、行政や企業は、今後リスクを認識した対応が求められています。

図表II-14 訪日外客数(地域別)及び訪日外国人消費額



(資料) 日本政府観光局「訪日外客数の動向」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとに作成

図表II-15 在留外国人数の推移と総人口に占める割合の推移



(資料) 出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人数について」、本市の値は「近江八幡市統計書」

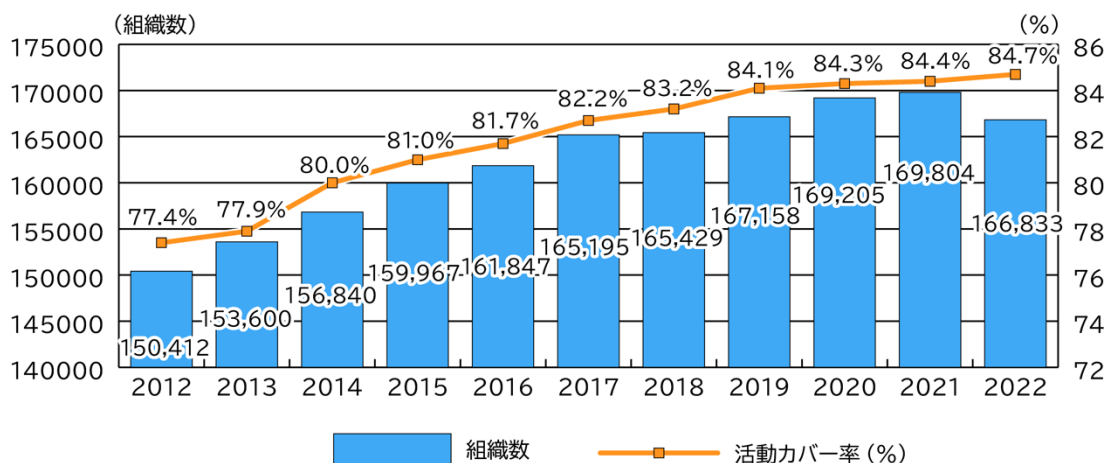
(5)災害の激甚化・多様化

我が国は、自然的条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすい国土となっています。阪神・淡路大震災、東日本大震災、2016(平成28)年の熊本地震、2018(平成30)年の大阪北部地震などは記憶に新しいところですが、台風や豪雨等による風水害も度々発生し、大きな被害をもたらしています。今後も地球温暖化や気候変動の影響と考えられている猛暑、超大型台風の通過、ゲリラ豪雨*・豪雪等による、様々な災害や大きな被害が想定されます。

災害対策は、行政が担う「公助」の部分も重要ですが、自分の命は自分で守る「自助」、近所や地域でお互いに助け合う「共助」も大切です。阪神・淡路大震災では、「自助」「共助」により多くの方ががれきの下から救助されました。今後は高齢化の一層の進行による避難困難者の増加も見込まれており、地域住民による自主防災の重要性が高まっています。このため、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織*の設置が進んでいます(図表II-16、図表II-17)。一方で、コロナ禍で地域コミュニティのつながりの希薄化が進んだことや、少子高齢・人口減少社会の進展などから、地域における防災の担い手不足も懸念されています。

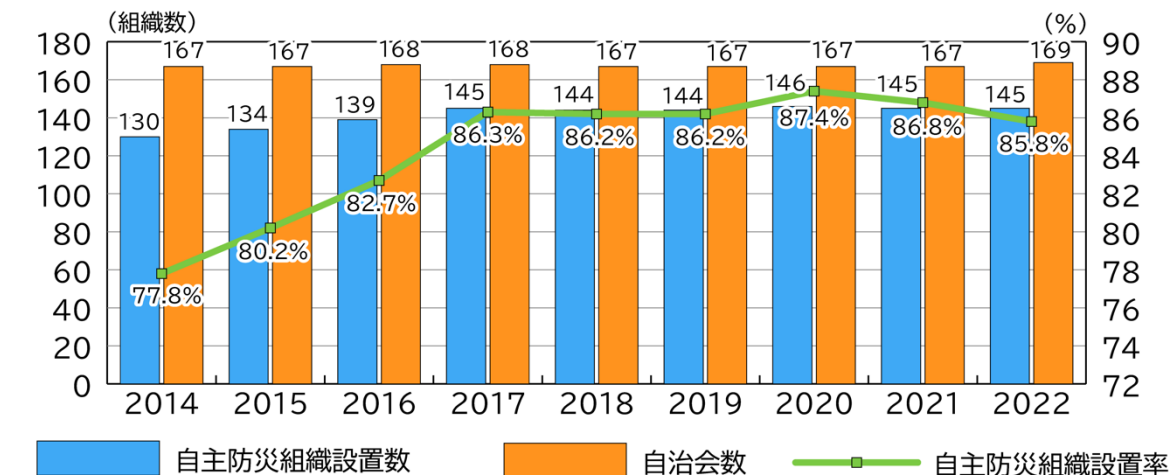
他方で、抜本的な対策として、2021(令和3)年に「近江八幡市気候非常事態宣言*」を発表したように、脱炭素によるまちづくりを進める動きが全国で広がっています。

図表II-16 自主防災組織活動カバー率(全国)



(資料) 内閣府防災担当部局「令和4年度版 防災白書」より作成

図表II-17 本市における自主防災組織の設置状況



(資料) 近江八幡市危機管理課

(6) 地方創生・田園回帰

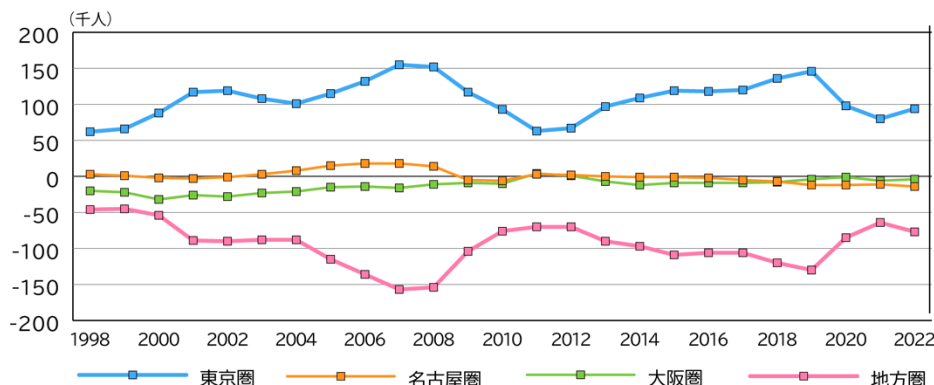
我が国では、人口や経済の東京一極集中の傾向が加速しています。コロナ禍によるテレワーク普及などの影響で、2021(令和3)年の東京圏の人口は減少しましたが、2022(令和4)年には、再度増加に転じました。現在、東京圏の人口は約3,500万人で、日本の総人口の4分の1以上が集中しています(図表II-18)。一極集中の結果、首都圏では住宅価格の高騰、長時間通勤、保育所不足、介護サービス不足等の問題が顕在化する一方で、地方では人手不足が深刻化しています。

こうした中、政府は2014(平成26)年に、①一極集中の是正、②若い世代の希望実現、③地域の特性に即した地域課題の解決をめざした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まちひとしごと創生総合戦略」を策定し、2019(令和元)年には、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本市でもこれに基づき「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015(平成27)年に、「第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2021(令和3)年に策定し、推進してきました。

また、2022(令和4)年には、政府はデジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することをめざし、これまでの総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。本市においても、本計画の改定と同時に、「近江八幡市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています(詳細は基本構想VIを参照)。

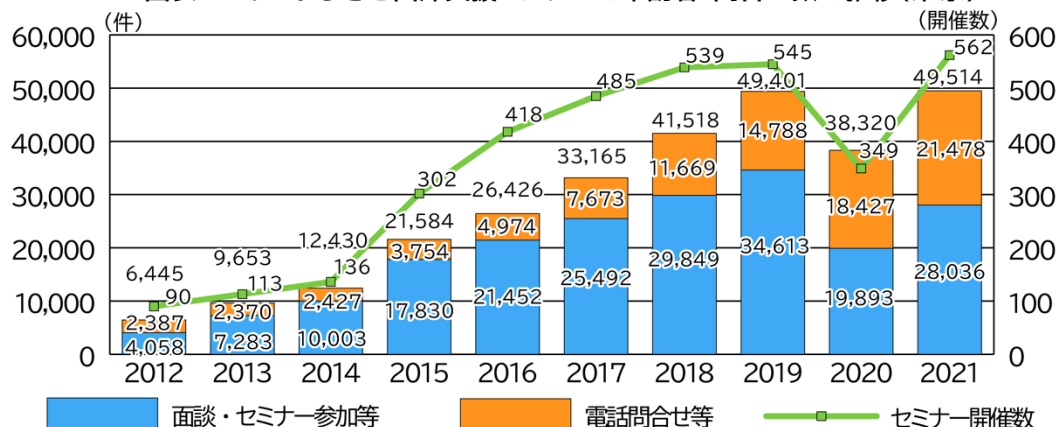
近年では、若い世代を中心に「田園回帰」と呼ばれる、地方への移住の動きも出始めています。そのため、地方自治体には、デジタル技術を活用した独自の魅力を創出し、これらの人々をひきつける取組が求められています(図表II-19)。

図表II-18 三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



(資料) 住民基本台帳人口移動報告 長期時系列表

図表II-19 ふるさと回帰支援センターの来訪者・問合せ数の推移(東京)



(資料) 農林水産省「令和3年度 食料・農業・農村白書」
認定 NPO 法人ふるさと回帰センターの資料をもとに農林水産省作成

(7)持続可能な社会構築に向けた挑戦

2015(平成27)年9月に開催された国連サミットにおいて、2030(令和12)年までの行動計画として、17の目標(図表II-20)と169のターゲットからなる「持続可能*な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs*)」が採択されました。この目標は、豊かな自然環境を保全しつつ、質の高い生活をもたらす社会・経済を築き、次の世代にも引き継いでいこうという考えのもとで設定されています。

本市では、全国の自治体に先駆けて、2017(平成29)年4月に「近江八幡市SDGs推進本部」を設置しました。現在、各分野と連携しながら持続可能なまちづくりの推進を図っているところであり(図表II-21)、この総合計画においても、SDGsの理念を基本目標として位置づけています(32ページ)。

図表II-20 SDGsの17目標



図表II-21 近江八幡市SDGs出前講座 特別編(2023(令和5)年7月)の様子



Ⅲ 将来フレーム

①人口

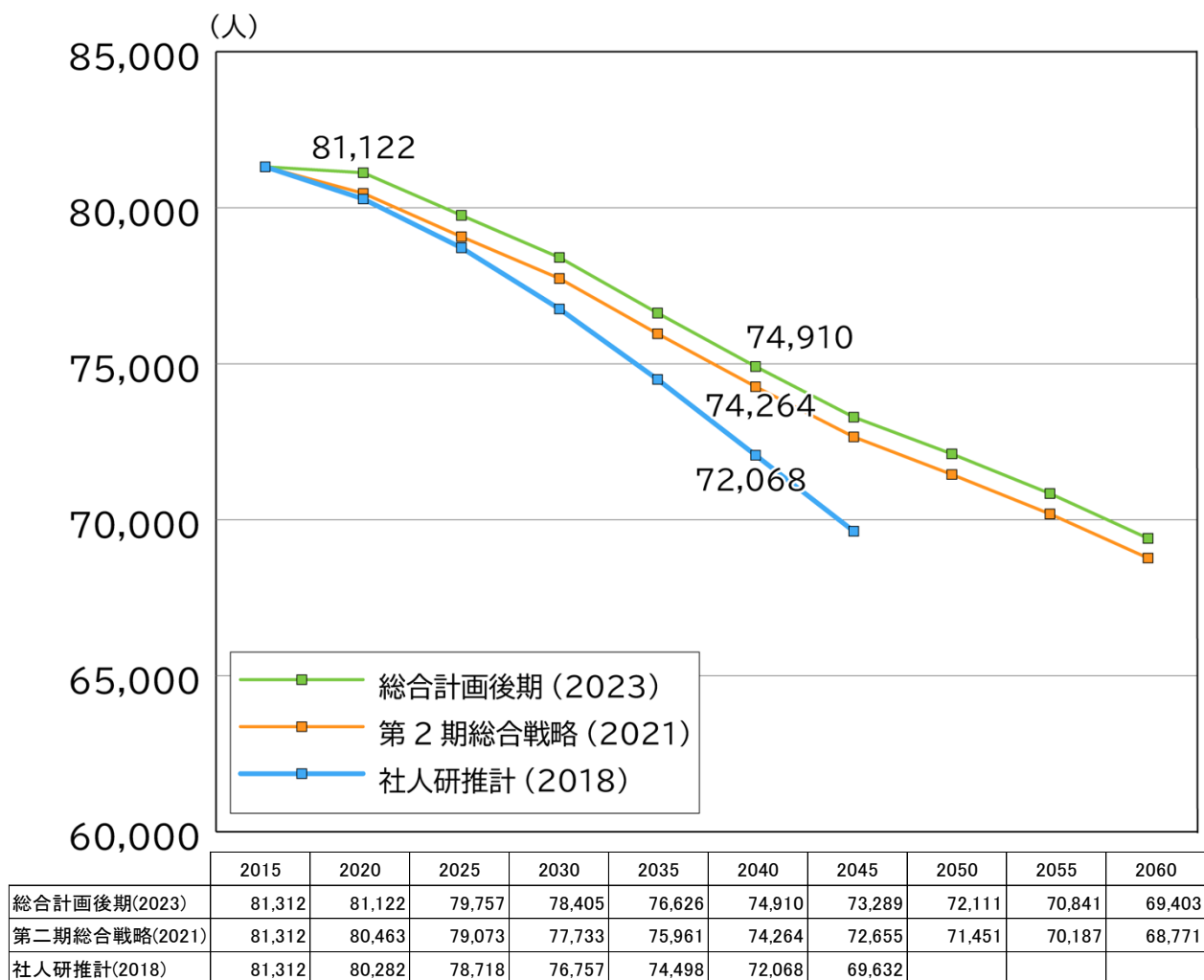
(1)本市の長期的な将来人口

本市の将来人口については、2021(令和3)年に策定した第2期「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「近江八幡市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という)において独自推計を行って、2060(令和42)年までにめざすべき人口を示しています。その後、2020(令和2)年10月に実施された国勢調査の結果を踏まえ、推計値を最新のものに更新しました。

国の長期ビジョンの目標である2030(令和12)年に出生率1.80、2040(令和22)年に2.07の実現と社会増減の均衡をめざします。

最終的には、2050(令和32)年に、市民の希望である出生率2.28の実現をめざし、2060(令和42)年に人口7万人程度を維持することを目標とします。(図表III-1)

図表III-1 本市の将来推計人口



(注)「社人研推計」と「第2期総合戦略」は2015年まで、「総合計画後期」は2020年まで実績値、以降は推計値
(資料)国立社会保障・人口問題研究所(2018(平成30)年3月推計)、実績値は総務省「国勢調査」

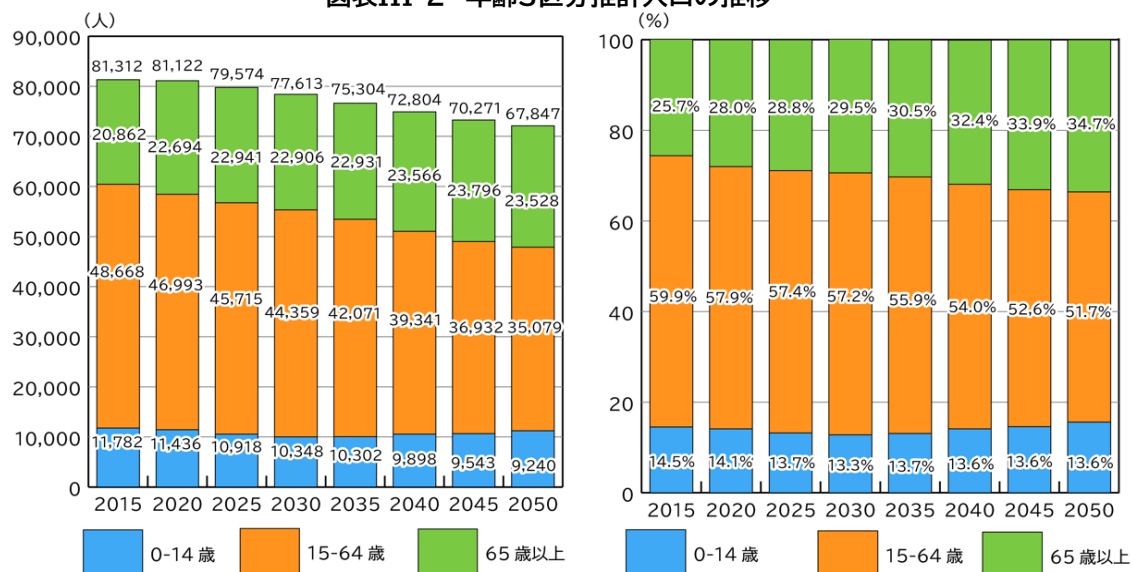
(2) 計画期間における人口の推移

本計画期間中に、人口は8万人を下回り、高齢化率は3割近くに達すると予測されます。

2020(令和2)年の高齢化率は、前期基本計画策定時の推計値とほぼ変わりませんが、今後、高齢化は見込みよりも早く進行していく可能性があります(図表Ⅲ-2)。

また、総人口が減少する一方で、高齢人口が増え続けます。とりわけ、2025(令和7)年以降、すべての団塊の世代が75歳を迎えることから、総人口に占める75歳以上の人口の割合が高まり、計画期間の後半には、市民の約6人に1人が75歳以上の高齢者になると見込まれます(図表Ⅲ-3)。

図表Ⅲ-2 年齢3区分推計人口の推移

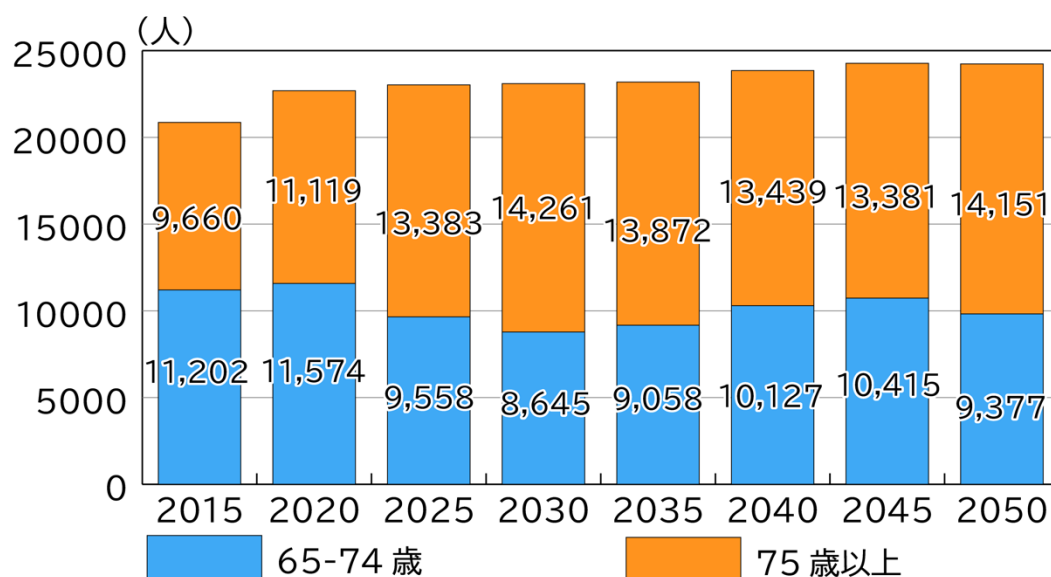


(注1) 四捨五入の関係上、3区分別人口の構成比は、見かけ上 100%にならないことがある。

(注2) 2015 年 2020 年の実績値は、年齢不詳分を人口構成比で按分している。

(資料) 近江八幡市推計、実績値は総務省「国勢調査」

図表Ⅲ-3 高齢人口の長期推計



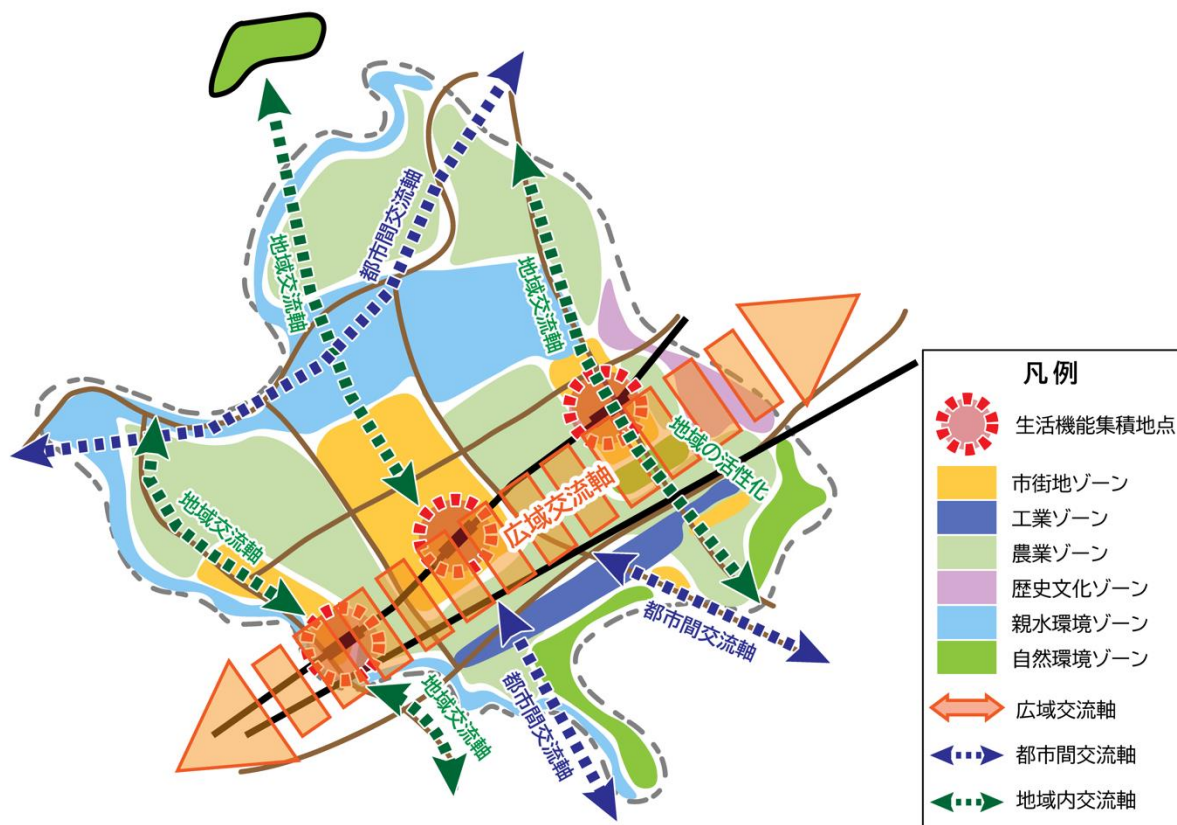
(注) 2015 年 2020 年の実績値は、年齢不詳分を人口構成比で按分している。

(資料) 近江八幡市推計、実績値は総務省「国勢調査」

②都市構造・土地利用

都市構造については、本市の骨格を「点」「ゾーン」と「軸」とで構成し、市内の主要な「点」や「ゾーン」を結ぶ交通ネットワークを強化するとともに、地域の魅力と活動の利便性の向上を両立するために、地域内の拠点・施設を公共交通で結んでいきます。その上で、将来にわたって持続可能な都市の発展をめざし、効率的な都市整備や都市機能を維持、活用するためコンパクトな都市構造への転換を進めていきます。また、土地の利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の持続可能な発展を図っていきます。そのために、少子高齢・人口減少社会における市民生活・社会のニーズにマッチした土地利用を進めていきます。なお、現状の都市構造・土地利用の形成イメージについては、下図のようになっています(図表Ⅲ-4)。

図表Ⅲ-4 都市構造・土地利用の形成イメージ(将来)



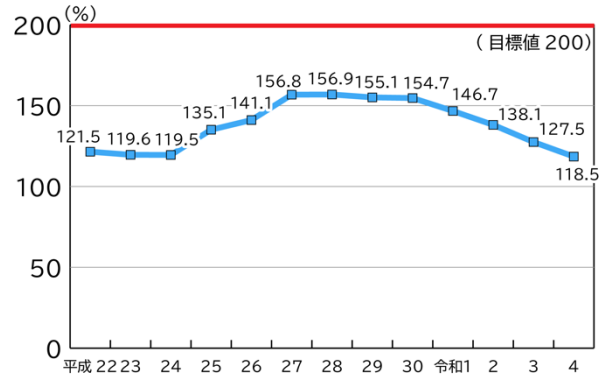
③財政

本市では、行政経営改革指針*及び行政経営改革実施計画に係る中期財政計画を策定しており、2029(令和11)年度までの財政見通しを示しています。その中で、指標目標を5つ定めており、2022(令和4)年度においていずれの指標とも目標値をクリアしています(図表III-5)。

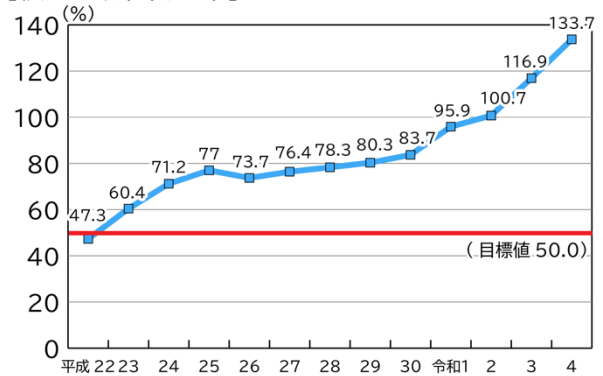
しかし、今後高齢化の進行に伴う働く人の減少などにより、市税収入の増加は見込みにくいなど、歳入の伸びを期待しにくい一方で、高齢化の進行、子ども・子育て支援の需要の高まり等により社会保障関係経費や大型施設整備の財源に市債を活用した後に影響を受ける公債費などの経常的な経費が増大することが見込まれています。そのため、今後の財政見通しにおいて、積立金現在高比率のうち財政調整基金と減債基金の合計比率については将来的に目標値を達成できないと見込まれるなど、今後も厳しい財政運営が続くものと見込まれます(図表Ⅲ-6)。これらの状況を踏まえつつ、総合計画において位置づけられる取組を着実に推進するため、中長期の財政計画を策定し、財政指標などの取組目標を定めた中で、財政規律を確保した財政運営を進めていきます。

図表III-5 主要な財政指数の推移

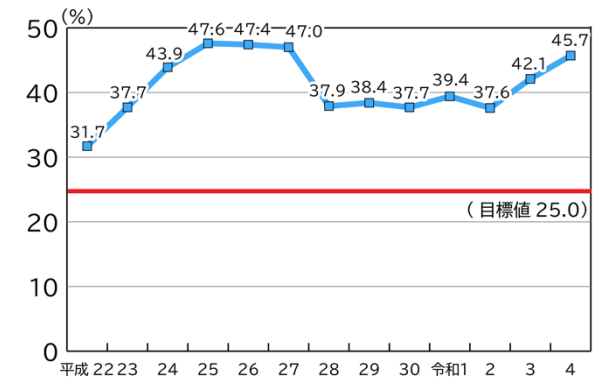
【地方債現在高比率】



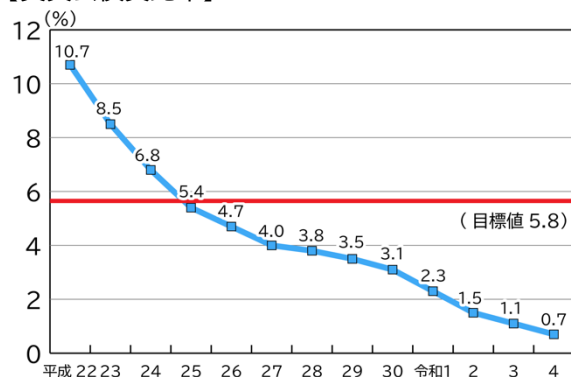
【積立金現在高比率】



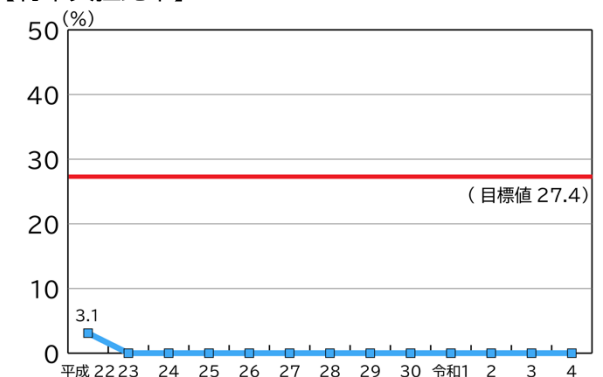
【積立金現在高比率(財政調整基金+減債基金)】



【実質公債費比率】



【将来負担比率】



(注) グラフ中の目標値は近江八幡市中期財政計画によるもの
(資料) 近江八幡市中期財政計画 令和5年度見直し版

図表III-6 今後の財政見通し

区分	令和4年度 (決算)	令和5年度 (見通し)	令和6年度 (見通し)	令和7年度 (見通し)	令和8年度 (見通し)	令和9年度 (見通し)	令和10年度 (見通し)	令和11年度 (見通し)	目標値
地方税	11,743	11,513	11,321	11,430	11,436	11,299	11,306	11,313	
地方譲与税等	2,566	2,320	2,269	2,269	2,269	2,269	2,269	2,269	
地方交付税	6,899	6,634	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
国・県支出金	10,210	8,822	8,998	9,330	9,695	9,465	9,274	8,897	
繰入金	6,426	2,336	2,811	4,693	3,141	3,408	3,585	3,596	
地方債	569	2,123	3,087	5,512	4,060	2,712	1,890	949	
うち臨時財政対策債	412	183	513	410	389	450	445	345	
その他の収入	8,218	4,811	2,674	2,652	2,662	2,662	2,662	2,662	
歳入合計	46,631	38,557	37,658	42,384	39,762	38,315	37,484	36,185	
人件費	5,316	5,112	5,392	5,180	5,383	5,196	5,526	5,196	
扶助費	9,081	9,326	9,452	9,721	10,005	10,219	10,447	10,691	
公債費	2,846	2,409	2,389	2,376	2,330	2,342	2,435	2,720	
義務的経費小計	17,242	16,847	17,234	17,277	17,719	17,756	18,407	18,607	
一般行政経費	12,943	10,200	9,545	9,531	9,568	9,544	9,513	9,491	
積立金	9,296	2,874	780	919	776	914	772	909	
投資的経費	2,481	4,269	5,651	10,069	7,068	5,365	3,967	2,474	
その他の支出	3,518	3,866	3,947	4,088	4,132	4,237	4,325	4,203	
歳出合計	45,480	38,057	37,158	41,884	39,262	37,815	36,984	35,685	
形式収支	1,151	500	500	500	500	500	500	500	
実質収支	809	500	500	500	500	500	500	500	
地方債現在高	22,976	22,771	23,567	26,835	28,764	29,390	29,139	27,684	
積立金現在高	25,931	26,470	24,439	20,665	18,299	15,805	12,992	10,305	
財政調整基金・減債基金	8,862	8,845	8,492	7,940	7,251	6,245	4,915	3,419	
標準財政規模	19,397	19,570	19,532	19,536	19,515	19,452	19,448	19,349	
地方債現在高比率(%)	118.5	116.4	120.7	137.4	147.4	151.1	149.8	143.1	200.0
積立金現在高比率(%)	133.7	135.3	125.1	105.8	93.8	81.2	66.8	53.3	50.0
財政調整基金・減債基金	45.7	45.2	43.5	40.6	37.2	32.1	25.3	17.7	25.0
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	
実質公債費比率(%)	0.7	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	0.4	1.4	5.8
将来負担比率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	27.4

(注1)表中の塗りつぶし部分は目標値が未達となる項目

(注2)本表は各内訳により、積算しているため、内訳の集計と合計が一致しない場合があります。

地方譲与税等には、地方譲与税、県税等交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金を含みます。

その他の歳入は分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入となります。

一般行政経費は物件費、維持補修費、補助費等、その他の支出は投資及び出資金、貸付金、繰出金となります。

(資料)近江八幡市中期財政計画【令和5年度見直し版】令和5年9月

IV まちづくりに関する市民の意識

①市民アンケート調査

近江八幡市第1次総合計画の改定にあたり、幅広い市民からまちづくりの意向について意見を収集し、本計画に活かすために市民アンケート調査を実施しました。

(1)調査概要

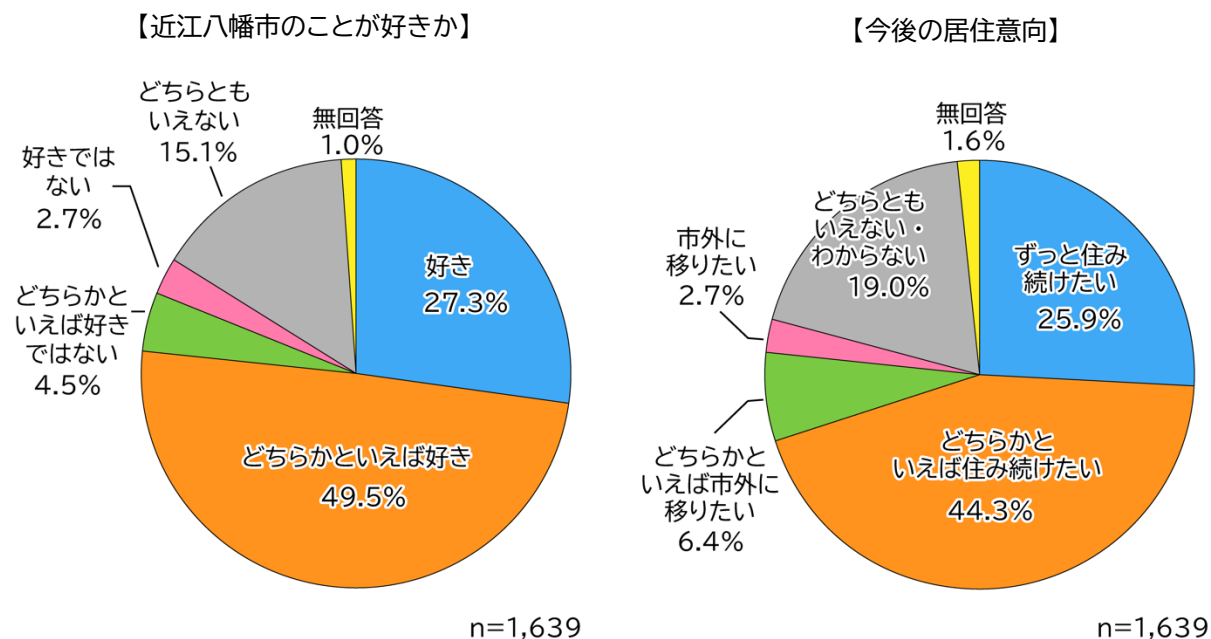
図表IV-1 市民アンケート調査の概要

調査対象	無作為抽出によって選ばれた18歳以上の市民3,000人
調査方法	調査票を調査対象者に郵送し、郵送回答またはWEB回答にて回収
調査期間	2023(令和5)年7月13日～8月18日
有効回答数	1,639票(全回収数から重複回答を除いた数)
有効回答率	54.6%

(2)本市への思いと居住意向

本市への思いとしては、「どちらかといえば好き」を含めると、75%以上の方から「好き」という回答を得ています。また、これからも住み続けたいか、という問いに対しては、「どちらかといえば住み続けたい」を含めると、70%以上の方から「住み続けたい」という回答を得ています。

図表IV-2 本市への思いと居住意向

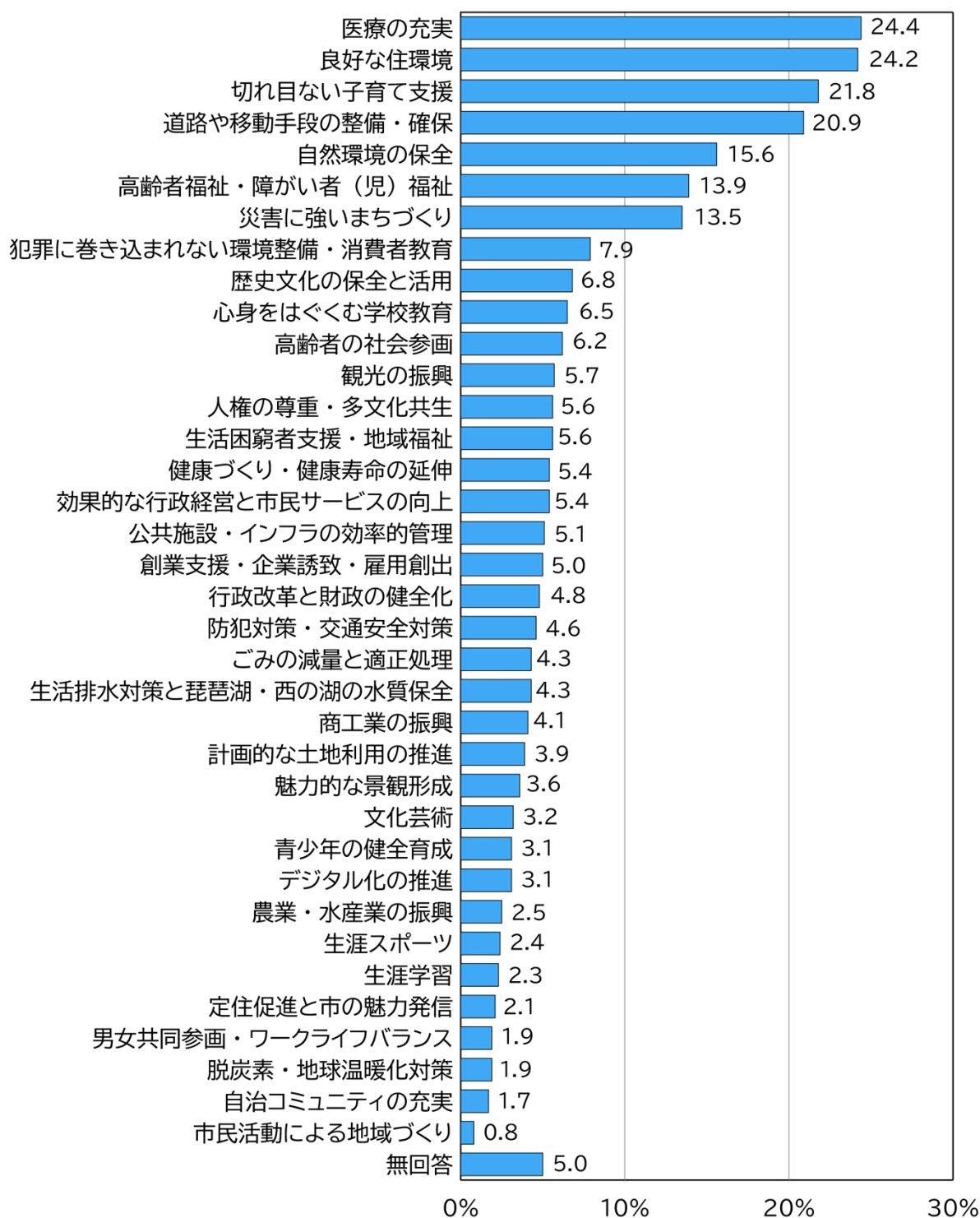


(資料)近江八幡市のまちづくりのための「市民アンケート調査」

(3)10年後の近江八幡市にどんなまちであってほしいか

10年後の近江八幡市にどんなまちであってほしいかについては「医療の充実」(24.4%)が最も多く、次いで、僅差で「良好な住環境」(24.2%)、「切れ目ない子育て支援」(21.8%)、「道路や移動手段の整備・確保」(20.9%)の順となっています。

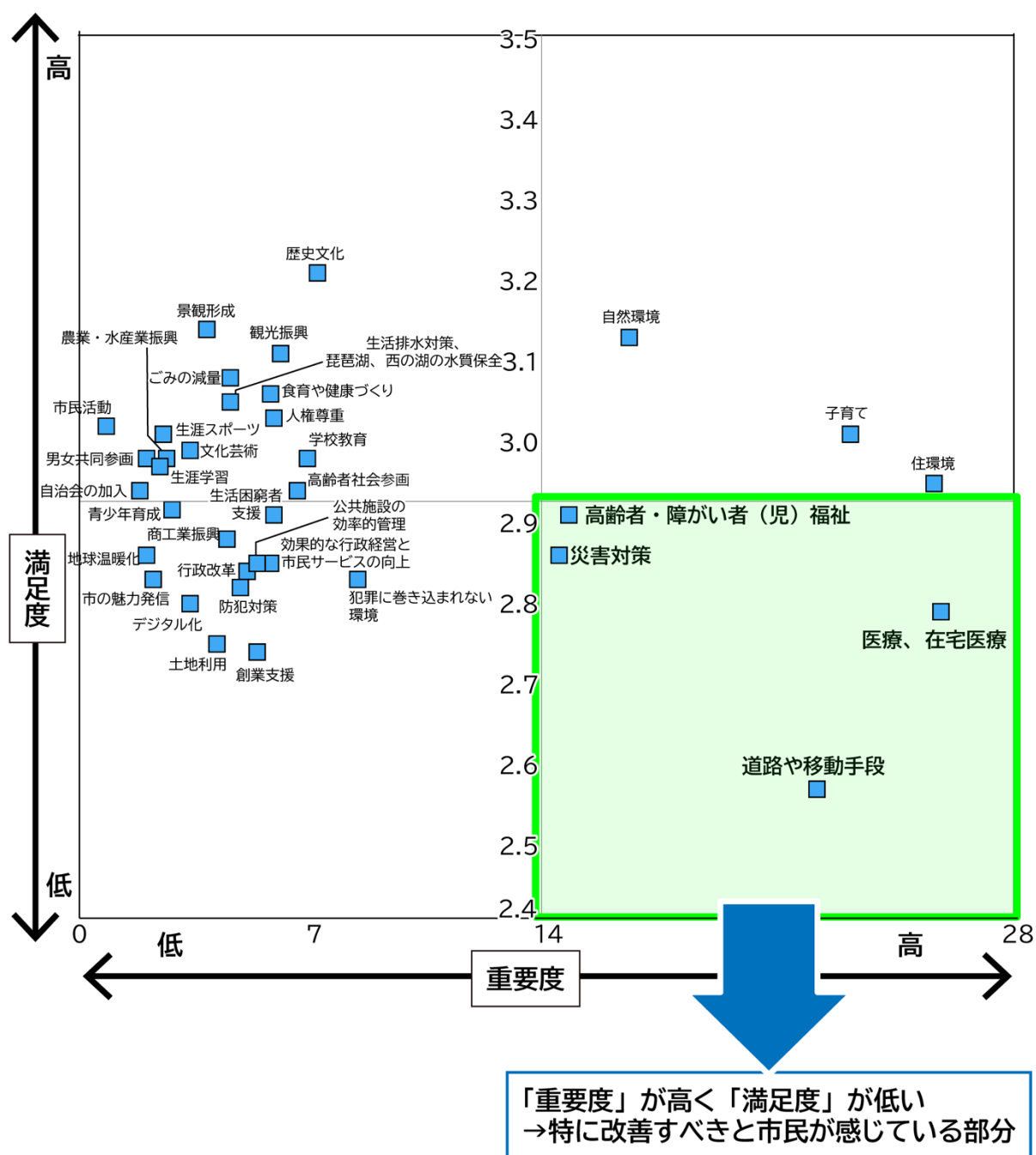
図表IV-3 10年後の近江八幡市に求めること



(4)分野別の満足度・重要度からみる市民の意向

前期基本計画における施策分野を中心に、歴史文化、環境保全といった、まちづくりの分野ごとの満足度(「満足」「どちらともいえない」「不満」「大変不満」の選択肢の回答率をもとに点数化したもの)と重要度(「10年後の近江八幡市にどんなまちであってほしいか」として挙げた分野の回答率をもとに点数化したもの)を、4つの領域に分けて分析を行いました(図表 IV-4)。市民が重要だと感じているにもかかわらず、満足度が低い分野については、特に改善すべきであると市民が感じている分野と言えます。それに該当する分野としては、「道路や移動手段の整備・確保」、「医療・在宅医療の充実」、「高齢者福祉・障がい者(児)福祉」、「災害に強いまちづくり」が挙げられます。

図表IV-4 分野別の満足度と重要度の関係





これからのまちづくりに向けて

①これからのまちづくりに向けた課題

(1) 少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくり

少子高齢・人口減少社会の到来が現実のものとなり、まちづくりに関わる様々な分野に影響を及ぼしはじめています。医療・介護については、団塊世代の高齢化に伴い、今後ますますニーズが高まるものと考えられますが、それらの分野の担い手を確保することも大きな課題となります。また、地域や社会の未来を支える次世代の育成が一層重要になり、子育てしやすい環境整備や教育の充実がさらに求められるようになります。このほかにも、定年を迎えるベテラン世代の退職に伴う技術・ノウハウの断絶や農家・中小企業などの後継者不足など、これまで本市の経済・産業を支えてきた人材の喪失による経済・産業の衰退が懸念されます。また、加齢に伴い自動車の運転ができなくなった人の増加による公共交通へのニーズの高まり、定年退職者の増加に伴う昼間人口(市外に通勤せず昼間も市内にいる市民)の増加と通勤・通学者の減少など、市内での過ごし方や行動の変化につながる様々な影響が出てきており、これまでのまちづくりのあり方を大きく変えていく必要があります。

(2) 公共施設・社会基盤の老朽化への対応

本市では、保有する公共施設の3割が昭和50年代に集中的に建設されているほか、道路の大半が1984(昭和59)年以前に整備されるなど、公共施設や社会基盤の老朽化が進んでおり、それらの補修・更新が求められています。一方で、高齢化の進行等にもなうバリアフリー*への対応や、地震あるいは温暖化・気候変動の影響と考えられるゲリラ豪雨への対応など、補修・更新にあたって社会基盤に求められる事項も変化してきています。補修・更新については多額の費用がかかりますが、財政状況は厳しさを増しており、統廃合や機能の集約、長寿命化など、市民や社会のニーズを踏まえつつ、民間事業者と連携した対応など、工夫を重ねて効率的に進めていく必要があります。また、厳しい財政状況を鑑みつつ、人口構造の変化に対応したコンパクトな都市構造への転換を図っていく必要があります。

(3)地域・事業者・周辺自治体等、多様な連携体制の構築

厳しい財政状況の中で、行政だけで様々な課題にすべて対応するのは極めて困難です。防災、福祉、子育てなど、様々な分野で地域ぐるみの対応が求められているほか、民間事業者や周辺自治体等との連携も必要とされており、多様な主体と適切な役割分担のもと、連携体制を構築し、山積する課題に対応していく必要があります。

(4)共生社会・生涯活躍社会に向けた人材育成と郷土への愛着と誇りの醸成

少子高齢・人口減少社会が進展するなか、これまでのような「15～64歳が『生産年齢層』で社会を支える側」であり、「高齢者は支えられる側」といった一方的な関係では、若い世代に過度の負担をかけてしまう可能性があります。健康寿命が延伸し、高齢期を迎えても元気に活躍される方が大勢おられます。そのため、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、能力に応じてすべての人が生涯にわたって互いに支え合う関係を築き、様々な人が活躍しながら共生する地域づくりを進めていく必要があります。共生の地域づくりにあたっては、地域の活動が重要な役割を果たすものと期待されます。しかし社会情勢の変化により、地域コミュニティの担い手が不足しているため、特定の人に負担が集中し、自治会などがこれまでどおりの地域活動を担うことが困難になってきていますが、住民が地域のために主体的に活動しよう、という思いがなければ地域の担い手は育ちません。地域のために生き生きと活躍できる人材の育成と、地域のために活動しようと思えるような、愛着と誇りの醸成が必要です。そのためには、子どもの頃から地域の歴史や自然・文化に親しみ、新しく転入してきた人にも近江八幡の良さに触れられる機会が必要です。さらには、本市と何らかの関わりやルーツがある人々との「ふるさと近江八幡」が継続的につながる仕組みの構築も重要です。

②将来のまちの姿

(1)将来のまちの姿に向けたコンセプト

本市がめざす将来のまちの姿を検討するにあたり、中心となるコンセプトを「人のつながり」とします。本市はこれまで、熱心な市民活動、あるいは市民と行政の協働といった人のつながりによって、様々な取組を通じて自然や歴史、文化を守り、まちづくりを進めてきました。これらの美しくまた活力ある郷土を次の世代に引き継ぐためには、本市で「暮らす人」「働く人」を中心に、「人」が主役となって、守るだけでなく活用していく必要があります。これを実践するためには、過去と現在、そして未来の世代の人をつなげる必要があること、そして、進展する少子高齢・人口減少社会に向けて、様々な「人」が互いに支えあい、尊重される社会をつくり出すことが必要であることを、「人のつながり」という言葉で示したものです。年齢や性別といった個人の違い、行政や民間事業者といった組織の違い、市内か市外かといった地域の違い、福祉・環境・産業振興といった各々が取組む分野の違いを超えて、「人と人のつながり」を大切に、市民と行政との協働のもと、直面する様々な課題に対応し、自然や歴史、文化を守るとともに、それらの資源を活かした活力ある地域をつくり、次の世代が地域に愛着と誇りをもてるよう引き継いでいきます。

(2)将来のまちの姿

上記のコンセプトを踏まえ、本市10年後のあるべき将来のまちの姿を以下のとおりとします。

～将来のまちの姿～

人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」

③まちづくりの基本目標と基本姿勢

(1)基本目標

将来都市像を実現していくうえで、取組んでいく分野別の柱を基本目標として設定します。この基本目標は、基本構想に続く基本計画において、協働によるまちづくりを推進するための施策体系の柱として具体的な事業を束ねるものとなります。

また、基本目標の推進にあたって、SDGsの達成に向けた取組を意識し、分野別の柱ごとに17の目標を設定します(今後、基本計画の策定を実施するにあたり、設定した目標を変更する場合があります)。

創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます

～教育・人づくり～



未来の地域・社会を担う子どもたちが高い志を抱き、豊かな情操を育み、健全な心身の育成を図り、地域への愛着や誇りをもてるため、自然・歴史・文化の学習活動を通じて、豊かな人間性を育みます。また、すべての人が住んでいてよかったと実感できるよう、生涯学習の取組を実践し、生涯学習で得た知識や人のつながりを活かし、まちづくりが活性化する仕組みづくりを推進します。

一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります

～福祉・医療・人権～



少子高齢・人口減少社会が進展するなか、市民が心身ともに健康な生活をおくれるように、保健・医療・福祉・教育・就労における組織の連携を強化するとともに、地域における支え合いの仕組みを充実させ、一人ひとりが人権を尊重し、地域ぐるみで互いに支えあい、安心して暮らせる、心のかようまちづくりを推進します。

豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます

～環境・歴史・文化～



これまで市民と行政との協働をはじめ、様々な人のつながりによって守られてきた、琵琶湖、西の湖一帯の“水と緑の豊かな自然環境”、安土城跡や観音寺城跡、八幡山城跡など日本を代表する歴史遺産や八幡商人のつくりだした町なみ、織田信長の改革精神や豊臣秀次の自由商業都市の思想などに裏付けされた美しい風土を、守りながら活用することにより、地域の振興と市民のまちへの愛着と誇りにつなげるとともに、次世代の人に引き継ぐまちづくりを推進します。

地域の魅力を掘り起こし、暮らしを支える産業を興します

～産業・観光振興～



農業・商業など地域経済を支える産業について、様々な世代や業態の事業者とのつながりを通じて、担い手・後継者の育成や雇用機会の創出などにより、これら産業の維持発展をめざします。また、市民と移住者とのつながりを活かすことにより、大都市への近接性、豊かな生活環境など、立地特性を活かし、競争力のある企業の拠点誘致や起業家など新たな事業者の育成、自然・歴史文化資源を活かした滞在型観光圏の形成を図ります。

時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築きます

～都市基盤整備～



安全で安心できる生活の確保に向け、少子高齢・人口減少社会にふさわしい、コンパクトでありながら多様な機能がしっかりとネットワークで結ばれ、地域内外または世代を問わず人のつながりが保たれる、時代にふさわしい都市構造と生活基盤を築きます。そのために、老朽化が進む公共施設や生活基盤を、利用状況や今後求められる機能を踏まえながら、廃止も含めて再編成し、効率的・効果的に整備・補修・更新していきます。また、防災・減災や経済活動を支援し、暮らしの安全と利便性の向上を図る基盤整備を計画的に進めていきます。

協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます

～地域自治・行政経営～



地方分権時代に対応できる政策立案・人材育成・適正定員・健全財政の確立を進めるとともに、市民・企業・行政による協働の「地域経営」を実践します。また、公共サービスの質・量の向上を図るため、NPO、ボランティア団体や地域コミュニティ活動などを支援するとともに、企業の参画機会の構築、周辺市町等との連携など、様々な主体の間の人のつながりを構築し、しなやかな「地域経営」ができる体制を整えます。

(2)基本姿勢

基本姿勢とは、将来都市像や基本目標の実現に向けて、様々な取組を進めるにあたり、分野を問わず共通して大切にしていける考え方です。

これまでの本市の取組内容や、先に記したまちづくりの課題を踏まえ、「持続可能なまちづくり」を基本姿勢とし、その実現のために大切にする手段として「内発的発展によるまちづくり」と「協働・連携による自律的なまちづくり」を位置づけます。

①持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりとは、現在生きる我々世代のニーズを満たしながら、次の世代がよりよい生活を送ることができるよう、豊かな自然や歴史・文化、快適な生活基盤を引き継いでいくことを意味します。この考え方は、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。本市では、全国の自治体に先駆けて、2017(平成29)年4月に「近江八幡市SDGs推進本部」を設置し、各分野における持続可能なまちづくり事業の推進を図っているところであり、その基本姿勢として位置づけるものです。

②持続可能なまちづくりを実現するために大切にする手段

1)内発的発展によるまちづくり

持続可能なまちづくりに向けて、地域資源や人材を大切にし、その可能性を引き出しながら、継続的に発展をしていく必要があります。そのためには、市民や市内事業者の思い、世代を超えた地域のつながりを大切にすうえで、外部からの資源や人材も柔軟に受け入れながら、時代に合わせた発展を遂げ、豊かな地域を守り育てていきます。

2)協働・連携による自律的なまちづくり

少子高齢・人口減少社会が進展するなか、現在世代も将来世代も、誰一人取り残されずに生活の質を維持向上させていくことは容易ではありません。子どもや高齢者の見守りから生活道路の維持補修まで、地域ごと、個人ごとに大小様々な課題がある中で、行政だけ、市民だけで解決しようとせず、多様な主体との協働・連携を行うことで、本市らしい自律性を保ちながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

VI

近江八幡市デジタル田園都市
国家構想総合戦略について

①重点戦略の位置づけ

これからの本市のまちづくりにおける主要な課題を解決し、地域ビジョンである将来のまちの姿の実現に向けて、4つの重点戦略を設定します。重点戦略は、デジタルの力の活用といった新たな視点をふまえ推進します。

～将来のまちの姿～

人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」

基本計画

基本目標

1

教育・人づくり

基本目標

2

福祉・医療・人権

基本目標

3

環境・歴史・文化

基本目標

4

産業・観光振興

基本目標

5

都市基盤整備

基本目標

6

地域自治・行政経営

新たな
視点デジタルの力を利用した
課題解決・魅力向上

重点戦略1

稼ぐ地域を作るとともに、安心して働けるようにする

重点戦略2

新しいひとの流れをつくる

重点戦略3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

重点戦略4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

②重点戦略の展開

新たな視点: デジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上

本市は、令和元(2019)年に「近江八幡市ICT推進方針」を定め、市民の利便性向上の取組や、業務改革・事務効率・生産性向上の取組を推進してきましたが、デジタル化の進展や新技術の加速度的な進歩は様々な分野に影響をもたらしています。また、新たな製品やシステムが登場することが予想されます。

本市は、それらを的確にとらえ、導入・活用することや、取組を推進することで、担い手不足や産業の振興といった課題の解決や、さらなる市民生活の利便性向上や安全性向上などの新たな価値創出を図り、スマート自治体への転換に取り組めます。

重点戦略①

稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

数値目標 労働力人口比率

基準値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
63.2%	65%

(注)労働力人口比率とは、15歳以上人口に占める非労働力人口(家事・通学・その他)を除く労働力人口(就業者・完全失業者)の割合。

個別戦略

ア 地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

重点戦略②

新しいひとの流れをつくる

数値目標 観光消費額

基準値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
6,487円	8,702円

個別戦略

ア 地方移住・移転の推進

イ 関係人口の創出・拡大

ウ 修学・就業による若者の地方への流れの推進

エ 女性や若者に選ばれる地域づくり

重点戦略③

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標 合計特殊出生率

基準値 2020(令和2)年	目標値 2030(令和12)年
1.65%	1.80%

(注)合計特殊出生率とは、女性の各年齢別出生率の合計。目標値は国の長期ビジョンを採用。

個別戦略

- ア 結婚・出産・子育ての支援
- イ 仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり
- ウ こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進

重点戦略④

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

数値目標 暮らしやすいと感じる市民の割合

基準値 2023(令和5)年 市民アンケート調査	目標値 2028(令和10)年
78.9%	80.0%

個別戦略

- ア デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
- イ 質の高い教育の提供
- ウ 医療・介護等の分野でのDXの推進等
- エ 地域交通・物流・インフラのデジタル実装
- オ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
- カ 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成
- キ 地域のDX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上
- ク 地方創生SDGsの推進による持続可能なまちづくり
- ケ 防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保
- コ 地方公共団体等・準公共分野のデジタル化推進
- サ 地域コミュニティの維持・強化
- シ 誰もが活躍する地域社会の推進

③重点戦略と施策の関連

重点戦略は、基本目標の6分野を横断しています。下の表は、4つの重点戦略と関連する基本計画の施策を「●」で示しています。

施 策		戦 略	重点戦略1	重点戦略2	重点戦略3	重点戦略4
			デジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上			
01	子育てに対する切れ目のない支援				●	
02	豊かな心身を育む教育の推進				●	
03	生涯学習の推進			●		●
04	生涯スポーツの推進					●
05	青少年の健全育成				●	
06	人権の尊重				●	●
07	福祉の向上					●
08	健康づくりの促進					●
09	男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの促進				●	
10	医療の充実					●
11	環境保全の推進					●
12	歴史文化の保全と活用					●
13	魅力的な景観形成の推進					●
14	ごみの減量と適正処理の推進					●
15	観光の振興		●	●		●
16	農業・水産業の振興		●			●
17	商工業の振興		●			●
18	創業支援と雇用の場の確保		●	●		●
19	計画的な土地利用の推進					●
20	みどり豊かで、安全・快適な市街地の形成					●
21	移動基盤の整備・確保			●		●
22	災害に強いまちづくり					●
23	犯罪・事故に巻き込まれないまちづくり・消費者教育の推進					●
24	定住促進と市の魅力発信			●		●
25	地域・公共の担い手の育成		●	●	●	●
26	公有財産の効率的管理			●		
27	効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上			●		
28	持続可能な財政運営の確立		-	-	-	-
29	DXの推進		●	●	●	●